

いきいき健やか安心プラン

2021～2023



第8期

釧路市高齢者保健福祉計画
釧路市介護保険事業計画

高齢者福祉宣言

すべての世代がふれあい、笑顔があふれるまちをめざして、私たち釧路市民は、ここに高齢者福祉を宣言します。

- 1 あいさつを交わしあい、あたたかく見守りましょう。
- 1 思いやりの心でふれあい、楽しく暮らしましょう。
- 1 生きがいを持ち、自分の夢の実現に努めましょう。
- 1 世代を超えて、豊かな心、安らかな心、助けあいの心を持ちましょう。
- 1 高齢者を敬い、いきいきした高齢者社会を喜びあえるようにしましょう。

(平成 11 年 9 月 15 日 第 49 回釧路市敬老大会)

いきいきと健やかに

安心して暮らせるまちづくりをめざして

介護保険制度が創設されてから20年が経過し、この間、釧路市においても介護を必要としている方を地域で支えていくため、介護サービスの基盤整備を進めるなど、支援体制を構築してまいりました。

国は、これからの制度運営に関して、後期高齢者が大幅に増える2025年、生産年齢人口の減少が顕著となる2040年を見据え、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」が課題であるとしており、また、今般の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ「災害や感染症への対応力強化」を重点項目に掲げております。

今回策定いたしました「いきいき健やか安心プラン2021～2023」（第8期高齢者保健福祉計画・釧路市介護保険事業計画）では、国の方針や「釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会」の意見などを受け、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと健やかに安心して暮らし続けることができるよう『地域包括ケアシステムの推進』、地域包括ケアシステムを支える『介護人材の確保』、『災害や感染症への対応』などについて、計画に位置付けて進めてまいります。

また、高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するとともに、介護需要に応じた介護サービス基盤の整備・確保を図り、将来にわたって継続的に安定したサービスを提供できるよう努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたってご尽力をいただきました策定市民委員会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、高齢者のだれもが、**いきいきと健やかに安心して暮らせるまちづくり**に向けて、今後とも市民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和3（2021）年3月

釧路市長 蝦名大也

目 次

第1部 総論

第1章 はじめに

1	計画策定の概要	8
2	計画策定の法的位置付け	8
	(1) 高齢者保健福祉計画	
	(2) 介護保険事業計画	
3	計画期間	9
4	計画策定の体制	9

第2章 基本理念・重点目標

1	基本理念	13
2	重点目標	14

第3章 高齢者等の現状と将来の推計

1	高齢者人口等の現状と推計	16
	(1) 高齢者人口等の現状と推計	
	(2) 地域別高齢化の状況	
2	要支援・要介護者等の現状と推計	19
	(1) 要支援・要介護者の現状と推計	
	(2) 認知症高齢者の現状	

第4章 日常生活圏域の設定と地域包括支援センターの設置

1	日常生活圏域の設定と箇所数	22
2	地域包括支援センターの設置	23
	(1) 地域包括支援センターの役割	
	(2) 運営形態	
	(3) 設置数	

第2部 各論

第5章 高齢者保健福祉施策

- 1 高齢者の社会参加と生きがいづくり事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (1) 老人クラブ活動
 - (2) 高齢者の趣味とスポーツ
 - (3) いきいきフェスタ
 - (4) 敬老・慶祝行事
 - (5) 高齢者外出促進バス事業
- 2 健康づくりと介護予防の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 3 高齢者在宅福祉サービスの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 4 高齢者の福祉施設サービスの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 5 権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - (1) 成年後見制度等の推進
 - (2) 高齢者虐待への対応
 - (3) 悪質訪問販売等の被害防止
- 6 地域における「支え合い・助け合い」のしくみづくり・・・・・・・・ 34
- 7 高齢者関連施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - (1) 避難行動要支援者避難支援事業の推進
 - (2) 高齢者の住まい
 - (3) 生涯学習
 - (4) 就労対策
 - (5) 地域生活への移行支援

第6章 介護サービスの現状と将来の推計

- 1 居宅介護サービスの現状と将来の推計・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
 - (1) 自宅で利用できるサービス
 - (2) 事業所に通って利用できるサービス
 - (3) 事業所に短期間入所して利用できるサービス
 - (4) 居住系施設に入居して利用できるサービス
 - (5) 住み慣れた地域で柔軟に利用できる地域密着型のサービス
- 2 施設介護サービスの現状と将来の推計・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第7章 地域支援事業の推進

1 介護予防・日常生活支援総合事業	56
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	
(2) 一般介護予防事業	
2 包括的支援事業	59
(1) 介護予防ケアマネジメント	
(2) 総合相談・支援事業	
(3) 権利擁護事業	
(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	
(5) 地域ケア会議	
3 任意事業	62

第8章 地域包括ケアシステム構築に向けて重点的に取り組む事項

1 医療と介護の連携の推進	65
2 認知症施策の推進	66
3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	68
4 専門職等の人材の育成・確保	68

第9章 計画期間における事業費等の見込み

1 介護サービス事業費の見込み	70
2 介護サービスの費用負担の見込み	71
3 第1号被保険者保険料基準額	71

第10章 負担軽減の取組み

1 第1号被保険者保険料における負担の軽減	74
(1) 第1号被保険者保険料の所得段階について	
(2) 第1号被保険者保険料の徴収猶予と減免について	
2 介護サービス利用料における負担軽減	75
(1) 利用者負担割合の変更	
(2) 高額介護（介護予防）サービス費	
(3) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費	
(4) 社会福祉法人等利用者負担軽減	
(5) 民間事業所等利用者負担軽減	
(6) 特定入所者介護サービス費	

- (7) 生活支援短期入所事業
- (8) 遠隔地における介護サービスの負担の軽減

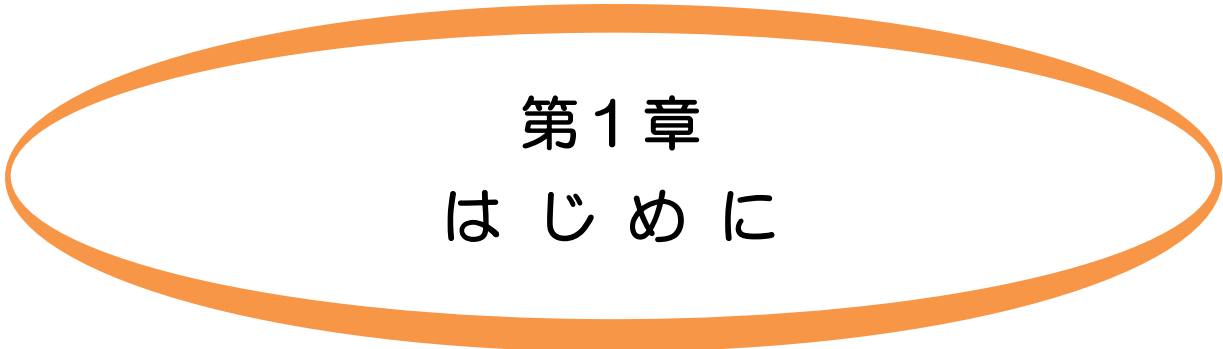
第11章 計画推進のための取組み

1	計画の総合的な推進	78
	(1) 市民参加と協働	
	(2) 広報等の充実	
	(3) 関係機関等との連携	
2	適正な制度の運営	79
	(1) 地域密着型サービス事業者等の指定、指導・監督	
	(2) 介護給付等に要する費用の適正化への取組み及び目標設定	
	(3) 福祉・介護サービスの質の向上	
	(4) 介護人材の確保等	
	(5) 公正な要介護認定	
	(6) 障害福祉サービスとの適切な連携	
3	災害・感染症対策に係る体制整備	83
	(1) 災害に対する備え	
	(2) 感染症に対する備え	
	(3) 災害時情報ネットワーク等の活用	
4	計画の進行管理等	83

【参考資料編】

第1号被保険者保険料基準額の算出	87
釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定市民委員会名簿	88
釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定市民委員会開催状況	89
釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画説明会開催状況	90
第8期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書	91

第1部 総論



第1章
はじめに

第1章 はじめに

1 計画策定の概要

平成12（2000）年度に創設された介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みとして定着、発展してきたところであり、本市では、第7期計画期間において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療や介護、予防、生活支援サービスなどの多様な支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進し、自立支援や介護予防・重度化防止の推進、医療と介護の連携、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備を重点的な取組事項に据えながら、高齢者保健福祉施策と介護保険制度の円滑な実施に努めてまいりました。

今回策定した「第8期 釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（いきいき健やか安心プラン2021～2023）」では、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、さらなる「地域包括ケアシステム」の推進が求められていることから、自立支援や介護予防・重度化防止の推進、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の体制の整備を図るとともに、介護需要に応じた介護人材の確保、大規模災害や感染症への対応などを目標と取組施策に据えながら、高齢者保健福祉施策と介護保険制度を総合的に実施することにより、『だれもが生きがいを持ち、健やかに、安心して暮らし、社会のかけがえのない担い手として大切にされる社会の実現』を目指すこととしております。

2 計画策定の法的位置付け

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき策定し、釧路市地域福祉計画や釧路市障がい者福祉計画など、各種法令の規定に基づく要介護者や障がい者等の保健、医療又は福祉に関する計画との調和を図っています。

また、まちづくりの基本的方向性を定める「釧路市まちづくり基本構想」との整合性を図っています。

なお、計画の法的な位置付けは、次のとおりです。

- (1) 高齢者保健福祉計画 老人福祉法 第20条の8
- (2) 介護保険事業計画 介護保険法 第117条

3 計画期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。

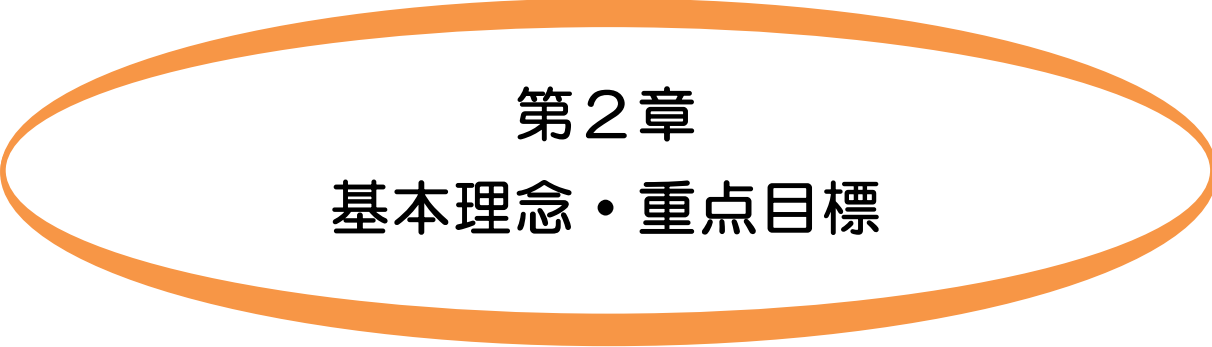
4 計画策定の体制

計画策定にあたり、広く市民からの意見、要望等を求めて、計画に反映させるため、学識経験者、保健・医療・福祉の各分野の方々に市民公募委員を加えた24名の委員で構成する、「釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会」を設置しています。

計画策定市民委員会では、各委員より保健・医療・福祉など様々な視点から、高齢者福祉施策や介護保険事業に関して、釧路市の現状や今後の高齢者問題の動向、課題など、多くの意見をいただき、これらの意見を取りまとめた本計画に対する策定市民委員会の意見書が令和2年11月16日に蝦名市長に手交されました。

また、計画策定の基礎資料とするため、日常生活圏域ごとに高齢者の方々の生活状態や健康状態等を把握することを目的とした「介護サービス等ニーズ調査」や、サービス提供事業者に対する今後の供給量に関する意向調査、人材確保に関するアンケートなど、各種調査を実施いたしました。

なお、計画の策定にあたっては、住宅、生涯学習、就労対策など関連分野の調整を図るとともに、北海道、近隣町村、民間事業者などとの連携にも努めています。

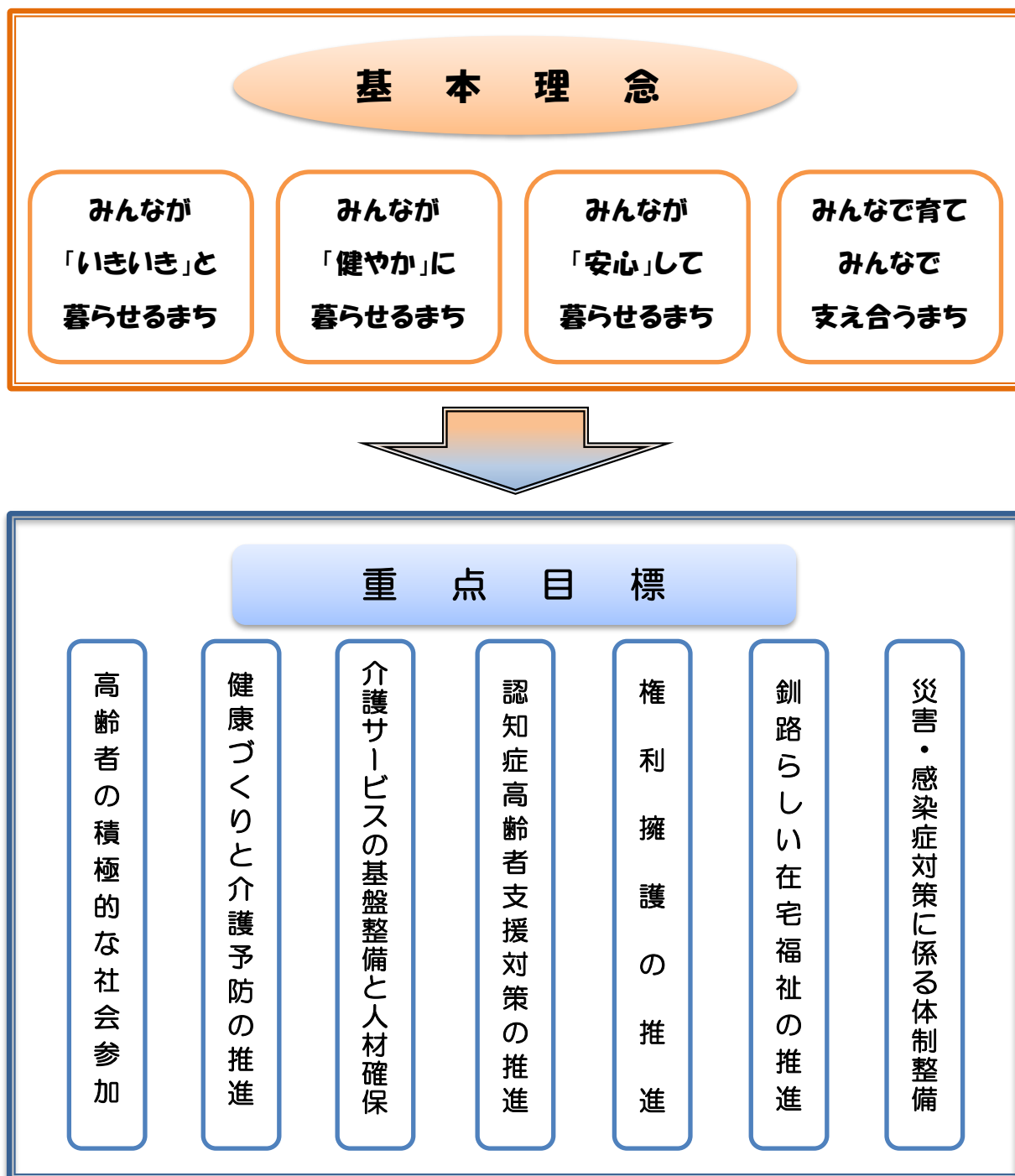


第2章
基本理念・重点目標

第2章 基本理念・重点目標

超高齢社会を迎えた中、誰もが生きがいを持ち、いきいきと、健やかに、安心して暮らし、社会のかけがえのない担い手として大切にされる社会を築くことはすべての市民の願いです。

この社会の実現のため、行政や地域関係団体、各種サービス事業者などがそれぞれの役割を分担し、協働しながら施策の推進を図るための基本理念と、それにいたるための取組みの重点目標を次のように定めます。



1 基本理念

みんなが「いきいき」と暮らせるまち

- 老後を楽しく、生きがいをもって、充実して暮らせるまちとすることが、「住みよいまち」、「住み続けたいまち」、「住んでみたいまち」づくりにつながります。
- このため、高齢者がスポーツや趣味活動などを楽しみ、社会の一員として活躍し、高齢者同士やほかの世代とも交流しながら、いきいきと暮らせるようなまちづくりを進めていきます。
- このまちで、高齢者が尊厳をもって豊かな生活ができるように、介護サービスについても質の向上に努めていきます。

みんなが「健やか」に暮らせるまち

- 可能な限り健康で、元気に暮らすことのできる社会を築くことは、すべての市民の願いです。
- このため、市民一人ひとりの健康づくりを促していくとともに、寝たきりや認知症の予防など、介護予防のための事業を進めていきます。
- また、介護サービスについても、高齢者などが、その有する能力をできる限り発揮し、自立した日常生活を送ることができるよう、要介護状態の軽減や悪化の防止、又は要介護状態になることの予防に資するように努めていきます。

みんなが「安心」して暮らせるまち

- 市民が、高齢などにより介護が必要な状態になられたとしても、可能な限り住み慣れた居宅で生活を営むことができるよう、居宅サービスの充実を図るとともに、保健・医療・福祉の各種サービスを包括的・継続的に提供する体制の整備を進めていきます。
- また、必要な介護保険施設や地域密着型サービス事業所の整備を図るなど、計画的な介護サービスの基盤整備を進めていきます。
- 生活に不安を抱える高齢者などが安心して暮らせるよう、生活支援などの施策や、高齢者に相応しい住まいの整備促進に努めるなど、安心して暮らせるまちづくりを総合的に進めていきます。

みんな育て みんなで支え合うまち

- 市民みんなで介護を支えていくとの共同連帯の理念に基づき、多様な主体の参加により介護保険事業を進めていきます。
- また、地域での支え合い活動やボランティア活動を促進し、互いに助け合い、協力し合う、心の通う地域づくりを推進していきます。
- 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の点検、見直しについては、市民の参加により進めていきます。

2 重点目標

重点目標1 高齢者の積極的な社会参加

- 高齢期を自分らしいライフスタイルで活動的に暮らすことは、多くの高齢者の願いであり、明るく活力に満ちた社会を築くために、高齢者自身が長年培ってきた経験を生かし、地域の中で積極的な役割を果たし、社会を支える一員として生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めます。

重点目標2 健康づくりと介護予防の推進

- 高齢者が要介護状態になったり、要介護状態が悪化しないよう自立生活を支援していくため、介護予防サービスや地域支援事業の充実を図ります。
- 保健・医療・福祉の各種サービスによる連続的・一体的な健康づくりや予防事業を推進します。

重点目標3 介護サービスの基盤整備と人材確保

- 広大な市域において安定した介護サービスが受けられるよう、サービス基盤の整備や提供体制の確保に努めます。
- 今後増加が見込まれる介護需要に対して、継続的に安定した質の高いサービス提供ができるよう介護人材の確保と育成に努めます。

重点目標4 認知症高齢者支援対策の推進

- 認知症に対する社会の理解を深め、閉じこもりの防止や認知症の早期発見に努め、速やかに対応することにより、認知症になっても尊厳をもって安心して暮らせる社会を目指すとともに、保健・医療・福祉のネットワークの構築など地域の連携協力を進めます。

重点目標5 権利擁護の推進

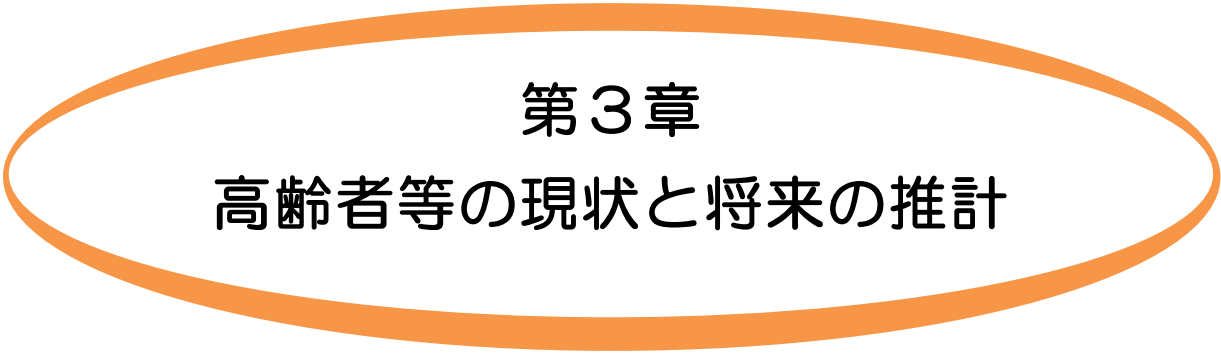
- 高齢者の身体や財産などに対する権利が侵害されることのないよう、高齢者虐待や消費者被害の防止、成年後見制度の活用などの取組みを進め、高齢者の権利が守られる社会の構築を目指します。

重点目標6 釧路らしい在宅福祉の推進

- 介護や支援が必要になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けられるよう、釧路市の特性を踏まえながら、各地域の医療・介護・生活支援サービスや関係団体等の連携によるサービス提供体制を整備するなど、高齢者と地域が固い絆で結びつき、地域全体で高齢者を支える地域社会づくりを進めます。
- 釧路市地域福祉計画や釧路市障がい者福祉計画など、各種法律の規定に基づく要介護者や障がい者等の保健、医療又は福祉に関する計画等と一体となった事業の推進を図ります。

重点目標7 災害・感染症対策に係る体制整備

- 大規模災害や感染症が発生した際に、利用者の安全確保や利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制の整備に努めます。



第3章

高齢者等の現状と将来の推計

第3章 高齢者等の現状と将来の推計

1 高齢者人口等の現状と推計

(1) 高齢者人口等の現状と推計

計画期間内の高齢者人口等は、平成28（2016）年から令和2（2020）年の各9月末日の住民基本台帳人口を基に推計を行い、令和7（2025）年及び令和22（2040）年は、「第2期釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口の将来展望に基づいています。

65歳以上の高齢者人口は、令和2（2020）年をピークに減少に転じる見込みとなる一方で、高齢化率と後期高齢化率は総人口の減少に伴い毎年上昇する見込みとなっています。

なお、介護保険制度においては、介護保険施設に入所する住所地特例対象者（住所地とは異なる市町村の介護保険施設に入所している方）などを考慮する必要性があり、過去の状況を加味して、高齢者人口等の推計を行いました。

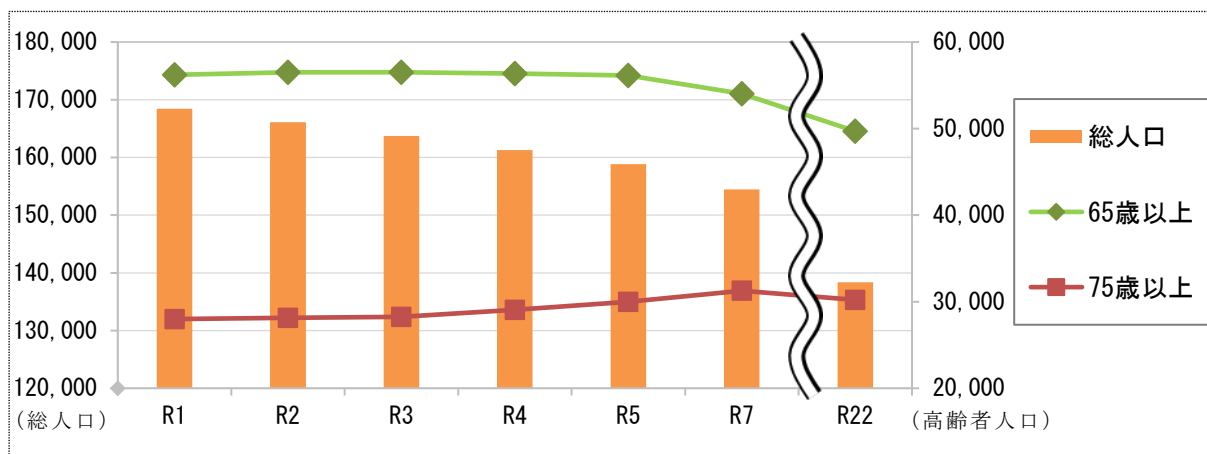
【高齢者人口等の現状と推計】

(人)

	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
総人口	168,441	166,089	163,718	161,290	158,815	154,450	138,369
65歳以上	56,196	56,503	56,497	56,360	56,140	54,018	49,705
75歳以上	27,999	28,150	28,246	29,063	30,011	31,270	30,203

※令和元年、令和2年は9月末日における実績値、令和3年以降は推計値

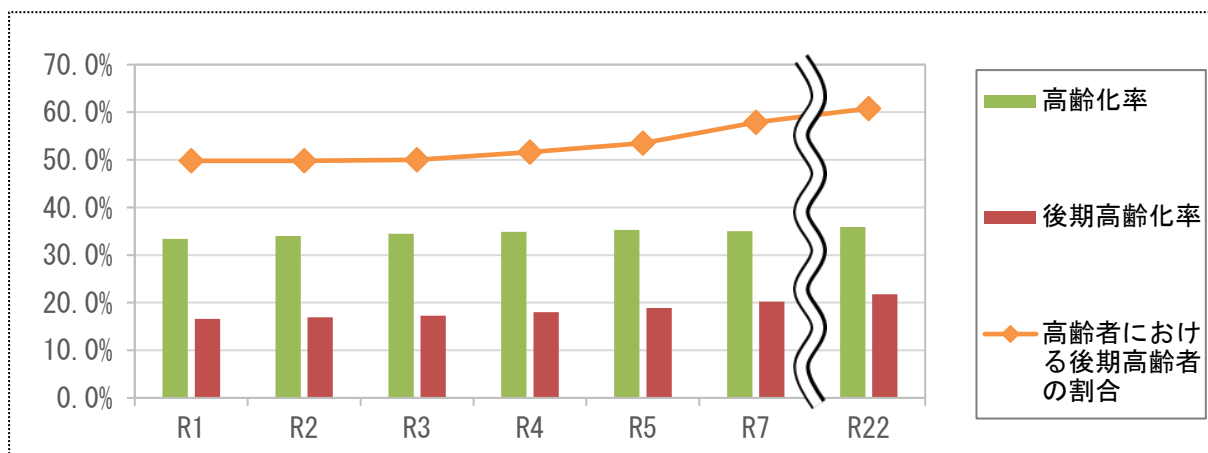
※65歳及び75歳以上人口は、住所地特例対象者などを加味した介護保険の被保険者数



【高齢化率の現状と推計】

	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
高齢化率	33.4%	34.0%	34.5%	34.9%	35.3%	35.0%	35.9%
後期高齢化率 (75歳以上)	16.6%	16.9%	17.3%	18.0%	18.9%	20.2%	21.8%
高齢者における 後期高齢者の割合	49.8%	49.8%	50.0%	51.6%	53.5%	57.9%	60.8%

※高齢者人口等の推計に基づく高齢化率等の推計であり、令和元年、令和2年は9月末日における実績値、令和3年以降は推計値



【高齢者世帯の状況】

(世帯)

区分	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)
総世帯数	81,634	83,845	82,079	81,015	82,078
65歳以上の 世帯員がいる一般世帯数	19,633	23,978	27,555	30,468	34,646
総世帯数に占める割合	24.1%	28.6%	33.6%	37.6%	42.2%
65歳以上の 高齢単身世帯数	4,405	6,131	7,597	9,330	11,926
総世帯数に占める割合	5.4%	7.3%	9.3%	11.5%	14.5%
夫婦ともに65歳以上の 高齢夫婦世帯数	3,898	5,725	7,126	8,323	9,702
総世帯数に占める割合	4.8%	6.8%	8.7%	10.3%	11.8%
夫婦ともに75歳以上の 高齢夫婦世帯数	587	1,029	1,625	2,510	3,236
総世帯数に占める割合	0.7%	1.2%	2.0%	3.1%	3.9%

※国勢調査に基づく世帯数（平成17年度以前は旧3市町合計）

第3章 高齢者等の現状と将来の推計

(2) 地域別高齢化の状況

地域別の65歳以上の高齢者人口は、西部地区が13,809人（構成割合約24%）と最も多く、続いて東部地区北部11,920人（約21%）、中部地区北部10,643人（約19%）、東部地区南部9,435人（約17%）、中部地区南部8,254人（約15%）、阿寒地区1,852人（約3%）、音別地区672人（約1%）の順となっています。

一方、人口に占める65歳以上の高齢者の割合を示す高齢化率では、東部地区南部が約44%と最も高く、続いて阿寒地区（約42%）、音別地区（約40%）、東部地区北部（約37%）、中部地区南部（約34%）、中部地区北部（約30%）、西部地区（約30%）の順となっています。

【地域別人口及び高齢化状況】

(人)

区 分	釧路地区					阿寒地区	音別地区	計
	西部 地区	中部 地区 北部	中部 地区 南部	東部 地区 北部	東部 地区 南部			
人 口	46,864	35,783	24,094	31,842	21,417	4,411	1,678	166,089
うち65歳以上 (高齢者人口)	13,809	10,643	8,254	11,920	9,435	1,852	672	56,585
高齢化率	29.5%	29.7%	34.3%	37.4%	44.1%	42.0%	40.0%	34.1%
うち75歳以上 (後期高齢者人口)	6,556	4,951	4,215	6,054	5,025	991	369	28,161
後期高齢化率	14.0%	13.8%	17.5%	19.0%	23.5%	22.5%	22.0%	17.0%

※令和2年9月末日 住民基本台帳人口

【地域別人口構成割合】

区 分	釧路地区					阿寒地区	音別地区
	西部 地区	中部 地区 北部	中部 地区 南部	東部 地区 北部	東部 地区 南部		
人 口	28.2%	21.5%	14.5%	19.2%	12.9%	2.7%	1.0%
65歳以上	24.4%	18.8%	14.6%	21.0%	16.7%	3.3%	1.2%
75歳以上	23.3%	17.6%	15.0%	21.5%	17.8%	3.5%	1.3%

※令和2年9月末日 住民基本台帳人口

※割合(%)の合計は、端数処理の関係上、100%とならない場合があります。

2 要支援・要介護者等の現状と推計

(1) 要支援・要介護者の現状と推計

要支援・要介護者は、平成12（2000）年の介護保険制度のスタート以来、制度の普及と高齢化の進展に伴って増加を続けており、令和2（2020）年9月には12,324人となり、第7期計画の開始前の平成29（2017）年9月時点の11,482人に比べて、7.3%の増加となっています。

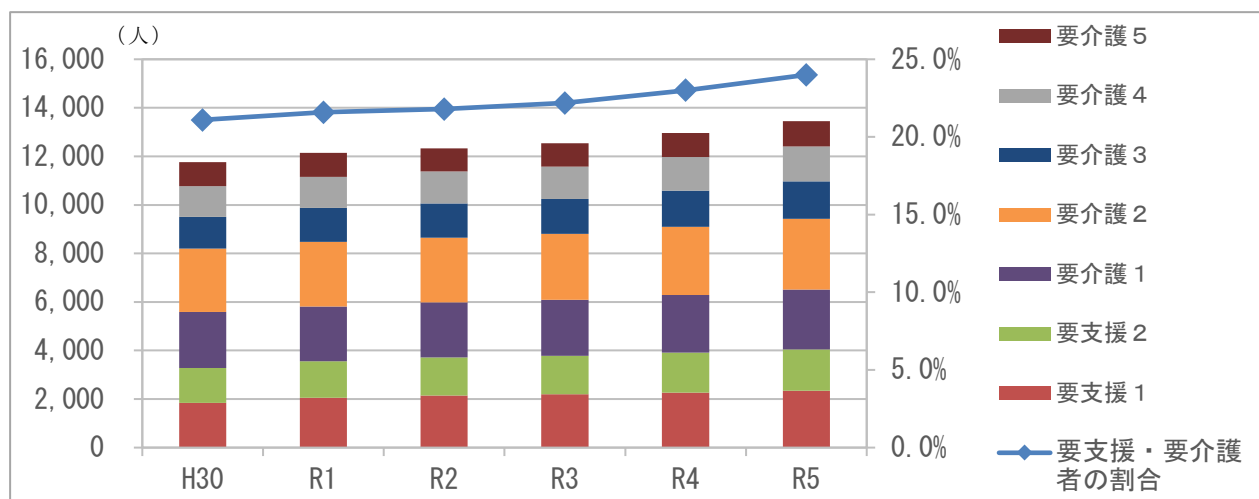
第8期計画期間においても、後期高齢者人口の増加に伴い、引き続き要支援・要介護者は増加していくものと見込んでいます。

【要支援・要介護者の現状と推計】

(人)

区分	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
① 第1号被保険者	55,661	56,196	56,503	56,497	56,360	56,140
② 要支援・要介護者	11,765	12,139	12,324	12,542	12,968	13,445
要支援1	1,838	2,060	2,151	2,191	2,266	2,348
要支援2	1,440	1,501	1,566	1,594	1,642	1,701
要介護1	2,308	2,256	2,261	2,298	2,379	2,468
要介護2	2,608	2,659	2,670	2,719	2,808	2,908
要介護3	1,308	1,397	1,418	1,443	1,492	1,549
要介護4	1,271	1,284	1,312	1,334	1,383	1,435
要介護5	992	982	946	963	998	1,036
第1号被保険者に対する要支援・要介護者の割合(②/①)	21.1%	21.6%	21.8%	22.2%	23.0%	23.9%

※平成30年～令和2年までは各年9月末日における実績値で、令和3年以降は推計値
 ※要支援・要介護者には第2号被保険者を含む



(2) 認知症高齢者の現状

要支援・要介護者のうち、認知症の目安とされる認知症高齢者自立度Ⅱ以上の人数を見ると、平成28（2016）年9月時点の6,781人に比べて、令和2（2020）年9月時点では7,065人となっており、要支援・要介護者の増加に伴い、この4年間で284人の増加となっています。

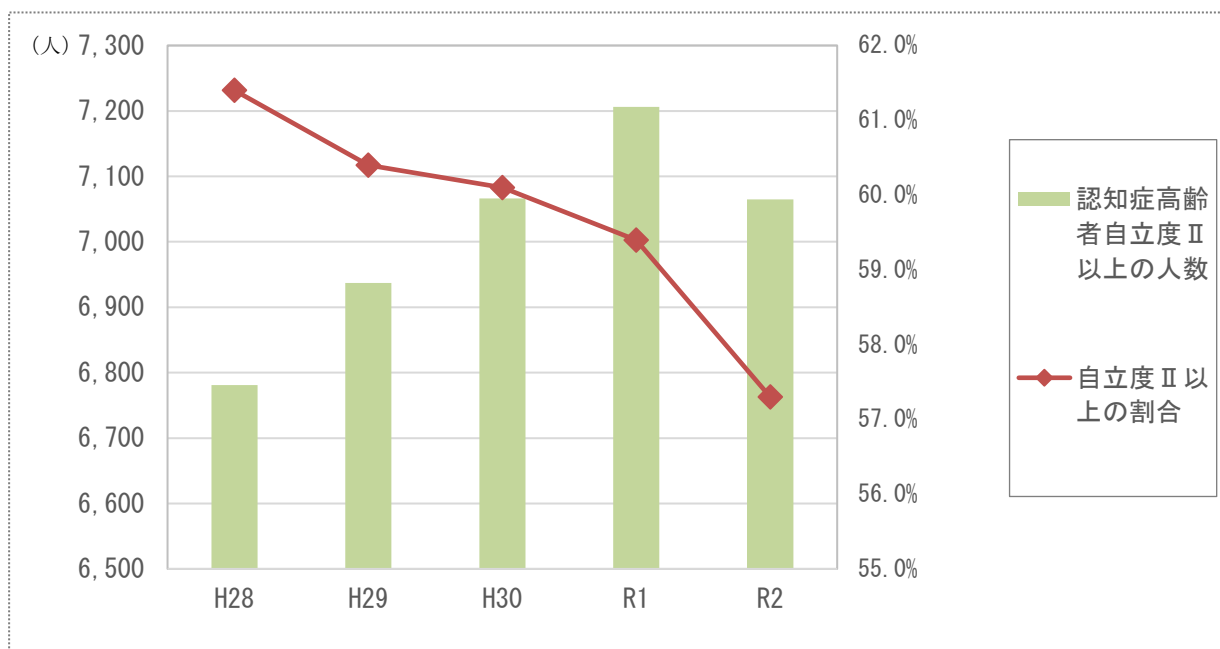
一方、要支援・要介護者に占める割合は逡減し、令和元（2019）年以降は60%を下回っています。

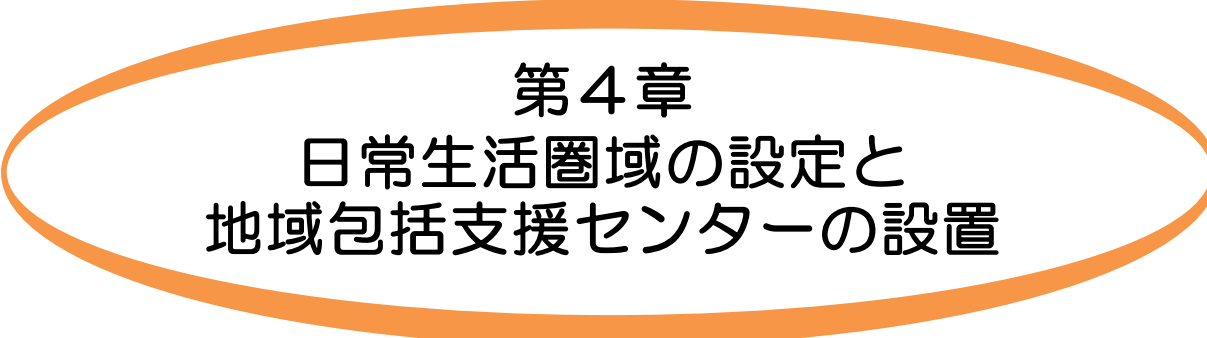
【認知症自立度Ⅱ以上の状況】

(人)

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
要支援・要介護者	11,052	11,482	11,765	12,139	12,324
認知症高齢者自立度Ⅱ以上の人数	6,781	6,937	7,066	7,206	7,065
割合	61.4%	60.4%	60.1%	59.4%	57.3%

※各年9月末日





第4章
日常生活圏域の設定と
地域包括支援センターの設置

第4章 日常生活圏域の設定と地域包括支援センターの設置

1 日常生活圏域の設定と箇所数

現在の日常生活圏域は、釧路地区では様々な計画の単位として使われる釧路川と新釧路川によって分けられる3つの地区（西部・中部・東部）を基本とし、地域の高齢化などの状況を踏まえ、中部地区と東部地区を、さらに2つの地区に分け、5つの日常生活圏域を設定しています。

阿寒地区・音別地区はそれぞれ1つの日常生活圏域とし、釧路市全体で7つの日常生活圏域を設定しています。

【日常生活圏域の状況】

(人)

	西部地区	中部地区 北部	中部地区 南部	東部地区 北部	東部地区 南部	阿寒地区	音別地区
面積	159.2 km ²	17.8 km ²	7.0 km ²	13.5 km ²	18.6 km ²	739.25 km ²	401.40 km ²
人口	46,864	35,783	24,094	31,842	21,417	4,411	1,678
高齢者人口	13,809	10,643	8,254	11,920	9,435	1,852	672
高齢化率	29.5%	29.7%	34.3%	37.4%	44.1%	42.0%	40.0%
要支援・ 要介護者	2,714	2,043	2,121	2,539	2,149	441	140

※人口、高齢者人口は、令和2年9月末日における住民基本台帳人口

※要支援・要介護者は、令和2年9月末日における第2号被保険者を含み、住所地特例対象者を除く

【日常生活圏域図】



2 地域包括支援センターの設置

(1) 地域包括支援センターの役割

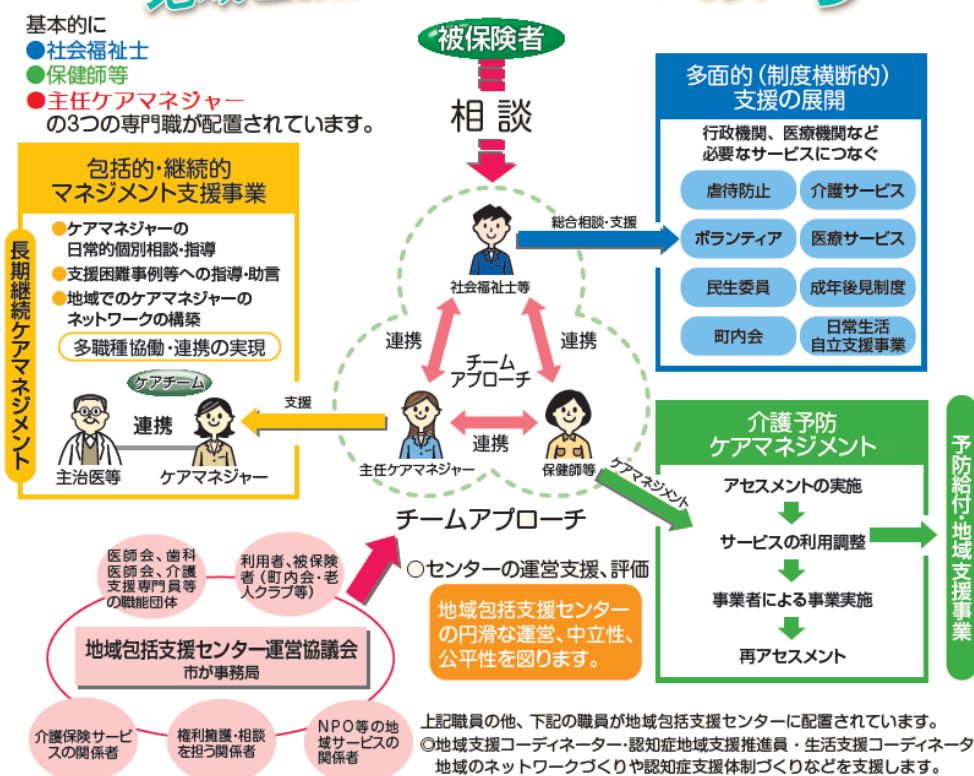
地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービスをはじめ、保健・福祉・医療・健康など、生活に関わる様々な相談に応じています。

また、高齢者の生活を総合的に支えるための地域の中核機関として、地域の高齢者の実態把握や総合相談・支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を行うとともに、地域ケアのあり方や課題を検討する地域ケア会議の開催、高齢者虐待の防止を含めた高齢者の権利擁護、支援を要する高齢者の早期発見・見守りなどの包括的な支援ネットワークづくりをはじめ、高齢者の心身の機能低下を防ぐための介護予防を推進する拠点としての役割を担っています。

さらに、要支援1・要支援2と認定された方の介護予防ケアプランを作成する指定介護予防支援事業所としても指定されています。

これらの役割を十分に果たすため、地域包括支援センターのさらなる周知に努めるとともに、同センターの体制強化に努め、地域の中核機関としての相談機能やコーディネート機能の充実を図ります。

地域包括支援センターのイメージ



(2) 運営形態

地域包括支援センターの設置・運営者は、市及び市から包括的支援事業を委託された法人です。

地域包括支援センターの運営にあたっては、職能団体や介護保険被保険者、サービス利用者、権利擁護・相談事業などを担う関係者、学識経験者等による「釧路市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、円滑な運営及び中立性・公正性を確保しています。

地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3つの専門職や事務職等が配置され、それぞれの専門性を生かし連携を取りながら、チームで高齢者の生活を支え、地域での生活に安心を提供しています。

また、各センターには地域支援コーディネーター・認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターが配置されており、地域のネットワークや生活支援、認知症支援体制づくりなどを支援しています。

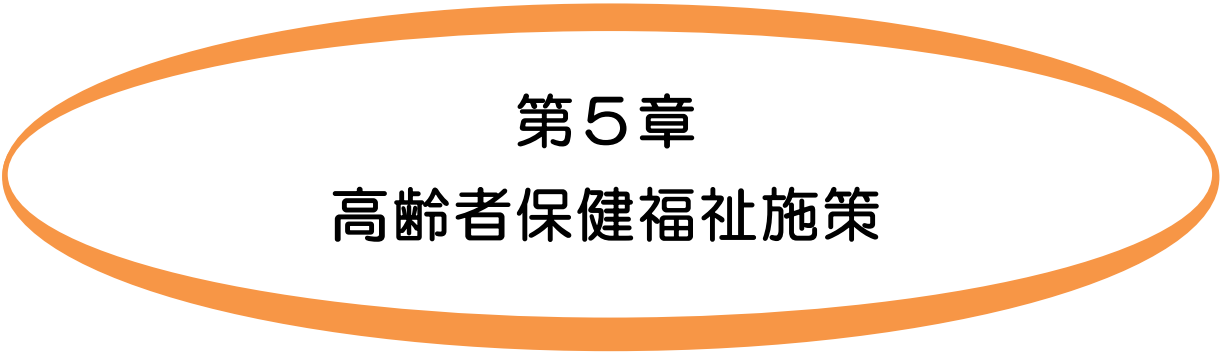
(3) 設置数

7つの日常生活圏域ごとに1か所ずつ設置しています。

【設置数】

西部地区	中部地区 北部	中部地区 南部	東部地区 北部	東部地区 南部	阿寒地区	音別地区
1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
(委託)					(直営)	

第2部 各論



第5章
高齡者保健福祉施策

第5章 高齢者保健福祉施策

1 高齢者の社会参加と生きがいつくり事業の推進

高齢者は、少子高齢社会を支える貴重な担い手として、活力ある地域社会を築くうえで重要であり、健康を保ちながら積極的に活動していくことが求められています。

高齢者が自ら有する知識や能力を生かし、地域の中で役割を持ちながら積極的に社会に参加し、人と人とのふれあいや生きがいを持って活動することは、介護予防の観点からも重要なことです。

このため、身近にある老人福祉センターや介護サービス事業所などを活用し、高齢者の交流や活動、健康づくりをさらに促進するとともに、趣味やスポーツ、社会参加など多様化するニーズの受け皿となるような環境づくりに努めます。

(1) 老人クラブ活動

老人クラブは、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的に組織されており、地域における高齢者相互の親睦や地域社会との交流などを進めています。

各クラブから選出された「高齢者生きがいスポーツ推進員」や「シルバーボランティア」が中心となり、軽スポーツの普及啓発やひとり暮らし高齢者への声かけなど地域を豊かにする活動を行っています。

円滑な運営のために、老人クラブ及び老人クラブ連合会に対する補助金の交付などを通じて活動を支援するとともに、新しい会員が加入を希望するような環境づくりなどの取組みを促進します。

(2) 高齢者の趣味とスポーツ

高齢者の趣味やスポーツ等の活動拠点である老人福祉センターなどを活用し、趣味の会（カラオケ・囲碁・将棋・詩吟・民謡・舞踊など）やスポーツ（健康ダンス・ニッカムボール・体操・卓球など）を通じて、仲間づくりや交流活動が行われています。

これらの活動は、高齢者が健康で元気にいきいきと過ごしていただくために効果的なため、活動の場である老人福祉センターの運営等を通じて活動を支援

します。

(3) いきいきフェスタ

敬老月間の9月を中心に、「生きがい・健康・仲間づくり」をテーマに、スポーツ・文化活動・健康・福祉・世代間交流など多様なイベントを開催しています。

今後も、老人クラブ連合会とともに、高齢者がより自主的に企画運営できるような事業内容の一層の充実に努めます。

(4) 敬老・慶祝行事

高齢者の長寿をお祝いし、幅広い世代に敬老意識の普及を図るために敬老・慶祝行事を開催しています。

長寿の大きな節目となる満100歳となる方へ、祝品を贈呈します。

(5) 高齢者外出促進バス事業

70歳以上の高齢者に対して「おでかけパスポート70」を交付するなど、バス等の利用に対する助成を通じて移動を支援することにより、高齢者の外出を促進し生きがいづくりと健康づくりを進めます。

多くの方が事業を知り、利用がさらに進むように、制度の効果的な周知に努めます。

2 健康づくりと介護予防の推進

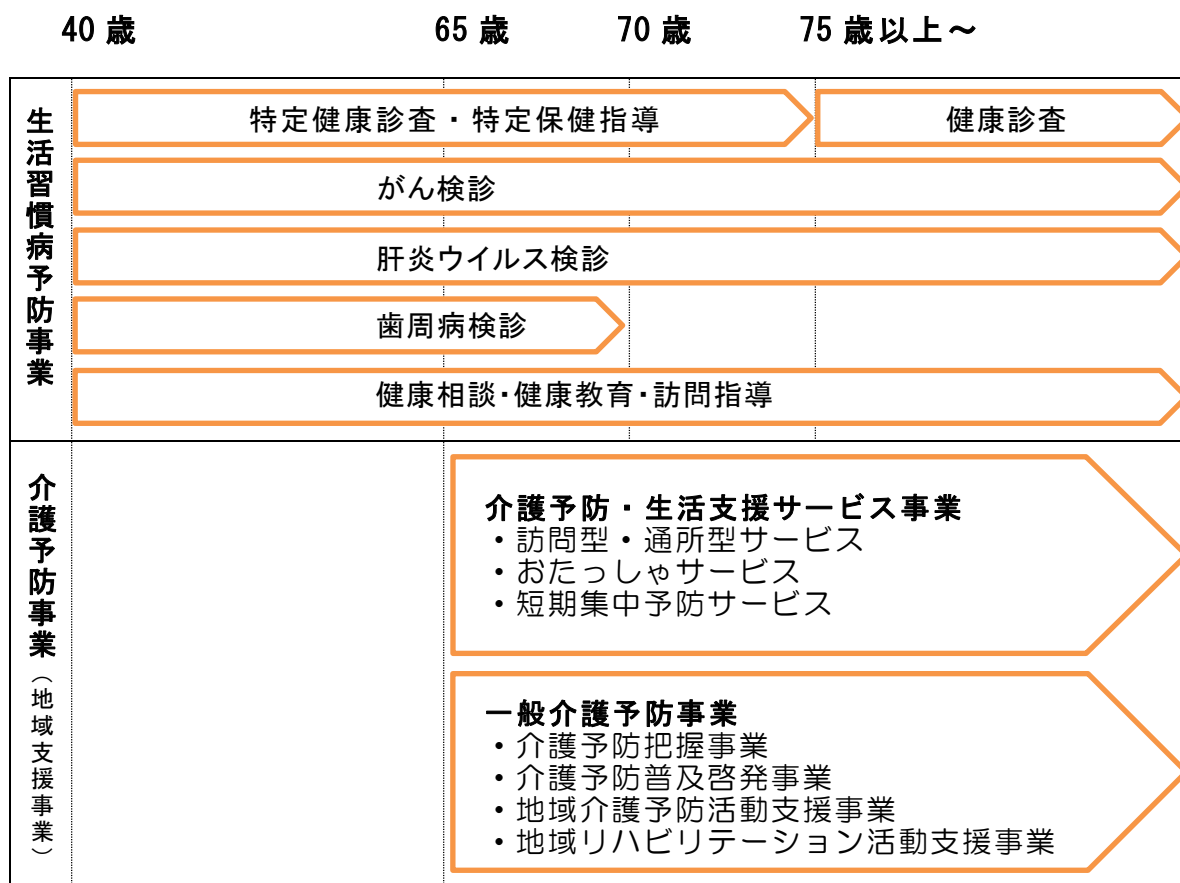
今後ますます進展する高齢化を受けて、高齢になっても積極的な社会参加をはじめ、健康で生きがいに満ちた生活が送れるよう、介護予防に資する各種事業を今後も進めていく必要があります。

そのため、市では、40歳以上の方の生活習慣病を予防するために、「高齢者の医療の確保に関する法律」や「健康増進法」に基づき、各種の健（検）診や健康相談、健康教育などの取組みを進めます。

また、健康的な生活の必要性を幅広い世代に理解してもらうために、「健康まつり」や「市民介護予防普及講座」を開催するなど、健康づくりの推進に向けた普及啓発を進めます。

65歳以上の方については、介護予防事業（地域支援事業）として壮年期から高齢期にいたるまでの健康づくりと介護予防を連続的・一体的に行い、健康寿命（認知症や寝たきりにならない期間）の延伸を図ります。

【生活習慣病予防と介護予防の概要】



3 高齢者在宅福祉サービスの推進

在宅福祉サービスは、介護サービスを補完し、ひとり暮らしの方や、支援が必要な高齢者の方などが、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために支援するものであり、今後とも各種サービスの内容の見直しや実施方法の改善、制度のさらなる周知を図りながら、サービスを必要とする方の支援に努めます。

【在宅福祉サービス（市単独事業）】

事業名	対象者		内容	R1年度実績 (2019)
寝たきり高齢者等移送サービス	65歳以上の要介護者	普通車両で外出が困難な方	リフト付き車両やストレッチャー装着車両により、居宅と医療機関の送迎を行う	延利用人数 1,251人 延利用回数 2,483回
単身高齢者等除雪	身障1・2級の障がい者のみ世帯 65歳以上の高齢者のみの世帯	市民税非課税世帯	災害時などの避難経路を確保するための除雪を行う（15cm以上の降雪）*玄関～生活道路	延利用回数 990回
軽度生活援助	65歳以上の高齢者のみの世帯	市民税非課税世帯	①外出時の援助 ②食材等の確保 ③寝具等の洗濯 ④家屋内の整理・窓拭き等 ⑤草取り・電球交換等 ⑥朗読・代筆 ⑦灯油の運搬・注入 ※釧路地区は④⑤⑦のみ	延利用回数 270回
生活管理指導短期宿泊	65歳以上で ①家族が短期間不在となり、単身の生活に不安がある ②疾病ではないが体調不良により体調調整が必要		一時的に養護老人ホームに宿泊し、生活習慣等の改善に対する指導を行うことにより体調調整を図る	延利用人数 25人 延利用日数 572日
緊急通報システム設置	65歳以上（ひとり暮らしで病弱等） ひとり暮らしの重度障がい者		自宅での緊急時、機器のボタンを押し消防本部に通報する	設置件数 608件
ふれあい収集	介護認定を受けている方や、障害者手帳の交付を受けている方のみの世帯		可燃ごみ、不燃ごみ等を排出することが困難な対象世帯を戸別訪問し、声かけを行いながらごみを収集する	利用世帯数 786世帯

4 高齢者の福祉施設サービスの推進

在宅で生活することが困難な高齢者が入所（入居）し、日常生活等の援助を受けられることができる老人福祉施設などの情報の収集と提供に努めます。

【老人福祉施設等の状況】

令和2年10月現在

		施設の概要	施設数	定員
老人福祉施設	養護老人ホーム	65歳以上の方で、環境上の理由や経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者が生活する施設	1か所	160人
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	自立生活が可能で60歳以上（夫婦の場合は一方が60歳以上で可）で、家庭環境や住宅事情により独立して生活することが困難な方を対象に、居住機能と福祉機能を併せ持つ住まいで、高齢者の自立生活を支援する施設	3か所	150人
	生活支援ハウス	60歳以上の方で、家族援助が受けられず、独立して生活することに不安のある方に、介護支援機能・居住機能・地域との交流機能を総合的に提供し、高齢者が安心して生活を送れるように支援する施設	2か所	31名

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）	60歳以上の高齢者のみの世帯（夫婦の一方が60歳以上であれば入居可）で、身体機能の低下等があり、独立して生活するには不安があると認められる方が入居できる高齢者向けのバリアフリーを備えた「公営住宅」 *市内望洋地区にある市営住宅（30戸）、道営住宅（17戸）
---------------------	---

【第8期計画期間における定員数】

（人）

区分		第7期	第8期		
		R2年度末(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
養護老人ホーム	整備（指定）数		△40		
	定員数	160	120	120	120

※令和3年の定員減は、第7期計画に基づく改築の際に併せて整備する介護老人福祉施設への移行分

5 権利擁護の推進

(1) 成年後見制度等の推進

判断力や自己決定能力が低下した場合に、生活、権利、財産を守り、本人の希望に沿った支援をすることにより、地域で安心して生活できるよう、市や地域包括支援センター、釧路市権利擁護成年後見センター、釧路市社会福祉協議会、釧路弁護士会、法テラス釧路が連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用について推進します。

また、支援を必要としている人の相談窓口の周知や市民後見人等の育成など支援体制の充実に努めます。

(2) 高齢者虐待への対応

高齢者の権利や尊厳を保持するためには、高齢者虐待を防止することが重要であることから、虐待防止のための様々な取組みを進めます。

① 虐待防止の啓発

地域住民に対し、高齢者虐待の防止や相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、地域の専門職に対する研修会などを開催し、虐待防止に関する意識の向上を図ります。

② 虐待防止の支援とネットワークづくり

釧路市高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って、高齢者虐待の早期発見、早期対応、虐待の未然防止のための支援を行うとともに、釧路市地域ケア会議の専門会議や、地域包括支援センターを中心とする高齢者虐待対応ケース検討会議を開催し、釧路警察署や民生委員、町内会、老人クラブ、釧路弁護士会、法テラス釧路などの関係機関とのさらなる連携に努めます。

虐待解消に向けた対応力向上のため、各種研修等を積極的に受講し、対応にあたる職員のさらなる資質向上を図るとともに、ケース検討会議等を通じて、対応終了後の振り返りを行い、高齢者虐待の再発防止と事例に対する実践力の向上を図ります。

各地域包括支援センターの社会福祉士が参加する会議を定期的で開催し、情報共有を図るなど、高齢者虐待の防止に努めます。

③ 高齢者の安全確保

虐待を受けている高齢者を保護するため、緊急避難体制の整備や宿泊施設の確保に努めます。

(3) 悪質訪問販売等の被害防止

高齢者を狙った悪質な訪問販売や詐欺等による被害を未然に防止するため、釧路市消費者協会・釧路弁護士会・法テラス釧路など、関係機関との連携を図ります。

6 地域における「支え合い・助け合い」のしくみづくり

近年、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加などに伴い、支援を必要とする高齢者は増加傾向にあります。

この状況を受け、地域包括支援センターを中心として保健・医療・福祉などの関係機関との連携を図りながら、地域住民がそれぞれの役割を分担し、協働しながら、高齢者を支える体制の充実に努めます。

- ◆ 地域包括支援センターが中心となり、保健・医療・福祉などの専門分野と地域住民が連携し、地域全体で高齢者を支えるための「釧路市高齢者地域安心ネットワーク」を推進します。
- ◆ 保健・医療・福祉などの関係機関、民生委員活動・町内会活動・老人クラブ活動などの地域活動、金融機関・薬局・コンビニ・スーパー等の身近なサービス業との連携を強化しながら、地域の高齢者の実態把握を推進し、潜在している支援の必要な高齢者の早期発見に努めるとともに、「釧路市地域安心ネットワーク」からの安否確認の依頼に対して、早急に対応します。
- ◆ 定期的な見守り及び緊急時の対応
 - ・「釧路市高齢者地域安心ネットワーク」、「単身高齢者声かけ運動事業」、「食の自立支援事業（配食サービス）」等の活用により、単身高齢者などの支援の必要な高齢者の安否確認を目的にした定期的な見守り支援を行います。
 - ・地域包括支援センターが実施する地域ケア個別会議に民生委員・町内会役員などの参加、協力を得て、地域に居住する認知症高齢者等の情報を共有

し、支援に努めます。

- ・ 認知症高齢者等が行方不明となった場合は、「釧路市 SOS ネットワーク」を活用して、捜索と早期発見に努めるとともに、発見後は地域包括支援センターと連携し、介護サービスの提供を検討するなど支援に努めます。また、認知症などの影響により行方不明になる可能性のある方に「SOS ネットワーク事前登録制度」の利用を促すなど、さらなる早期発見に努めます。

7 高齢者関連施策の推進

(1) 避難行動要支援者避難支援事業の推進

災害時に自力で避難することが困難な「避難行動要支援者」に対し、地域住民が協力し、平常時からの声かけや避難支援計画の作成、災害時の安否確認や避難施設への誘導を行うなど、避難対策の推進に努めます。

(2) 高齢者の住まい

高齢化が進み、ひとり暮らしなどの高齢者世帯が増加する中、要支援・要介護者や認知症の高齢者等の増加も予想されることから、高齢者が住み慣れた地域で自立・安心して暮らしていけるよう以下の支援に努めます。

① 住まいの情報提供等

入居者に対して安否確認や生活支援サービス等を提供する「サービス付き高齢者向け住宅」をはじめ、住宅型有料老人ホームなど、高齢者の住まいも多様化しています。

今後、多様化がさらに進むと考えられることから、住まいの状況について情報の収集と提供に努めます。

② 公営住宅

シルバーハウジングの活用やユニバーサルデザイン住宅の整備促進などに努め、高齢者が暮らしやすい住まいづくりを推進します。

(3) 生涯学習

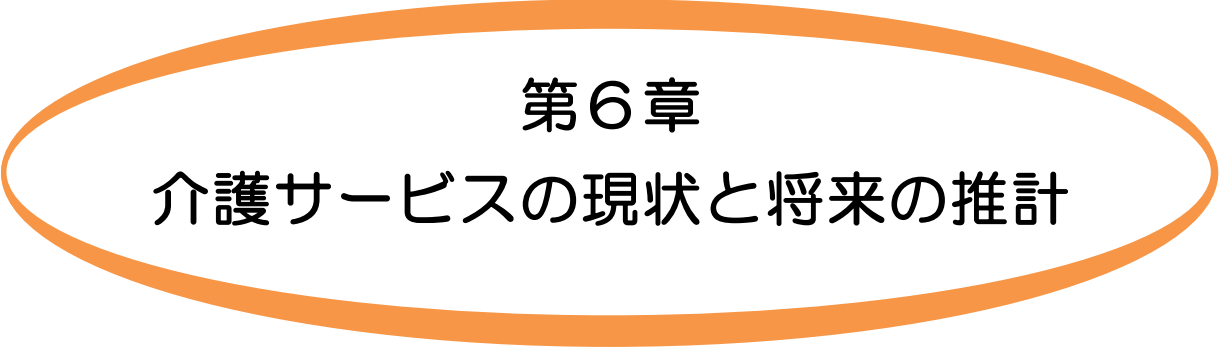
様々なメニューのある「釧路市生涯学習まちづくり出前講座」を実施するなど、いつでも自由に学習できる多様な機会を提供するとともに、老人クラブ活動や「老人大学」などの高齢者による自主的な学習活動の支援に努めます。

(4) 就労対策

シルバー人材センターの活用などによる地域における高年齢者の多様なニーズに応じた就業機会の確保や、高年齢者の雇用に関して関係機関との情報共有や連携に努めます。

(5) 地域生活への移行支援

矯正施設を退所する高齢者が円滑に地域生活に移行できるよう、地域生活定着支援センターを拠点として、市及び地域包括支援センター、関係機関等が情報を共有し、連携を図りながら、必要な支援を行います。



第6章
介護サービスの現状と将来の推計

第6章 介護サービスの現状と将来の推計

1 居宅介護サービスの現状と将来の推計

居宅介護サービスは、利用する形態によって下記のサービスがあり、大きく5つに区分することができます。(※要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスを含む)

区 分	サービスの種類
(1) 自宅で利用できるサービス	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導
	福祉用具貸与
	福祉用具購入
	住宅改修
	居宅介護支援
(2) 事業所に通って利用できるサービス	通所介護
	通所リハビリテーション
(3) 事業所に短期間入所して利用できるサービス	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
(4) 居住系施設に入居して利用できるサービス	特定施設入居者生活介護
(5) 住み慣れた地域で柔軟に利用できる地域密着型のサービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護
	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	看護小規模多機能型居宅介護

(1) 自宅で利用できるサービス

◆ 主な利用例

- ◇ 食事や入浴などの介助をしてほしい
 - ☞ 訪問介護
- ◇ 自宅の浴室は使えないが自宅で入浴したい
 - ☞ 訪問入浴介護
- ◇ 病状の観察や床ずれの処置をしてほしい
 - ☞ 訪問看護
- ◇ 外出できないので自宅でリハビリをしたい
 - ☞ 訪問リハビリテーション
- ◇ 自宅で療養上の管理や指導をしてほしい
 - ☞ 居宅療養管理指導
- ◇ 車いすやベッドを借りたい
 - ☞ 福祉用具貸与
- ◇ ポータブルトイレを買いたい
 - ☞ 福祉用具購入
- ◇ 自宅に手すりをつけたい、段差をなくしたい
 - ☞ 住宅改修

◆ 現 状

- 訪問介護や福祉用具の貸与は、要支援・要介護者に広く利用されており、自宅等で日常生活を営む利用者の生活支援や介護者の負担軽減などに大きな役割を果たしています。
- 訪問看護、居宅療養管理指導などの医療系サービスの利用人数は、サービス全体に占める割合は多くはないものの年々増加しており、自宅等における医学的管理の必要性が高くなっているものと考えられます。

※この章における「サービス種類ごとの推移」の令和2（2020）年見込みについては、令和3（2021）年以降の推計に用いるため、新型コロナウイルス感染症に係る影響分を補正して算出しています。

第6章 介護サービスの現状と将来の推計

【サービス種類ごとの推移】

(人)

区 分		H30 (2018)	R1 (2019)	R2見込み (2020)
介護 給 付	訪問介護	2,929	2,864	2,800
	訪問入浴介護	105	107	113
	訪問看護	604	631	669
	訪問リハビリテーション	154	157	152
	居宅療養管理指導	457	548	633
	福祉用具貸与	3,217	3,314	3,443
	居宅介護支援	4,855	4,890	5,006
予 防 給 付	訪問入浴介護	0	0	0
	訪問看護	24	38	43
	訪問リハビリテーション	11	11	19
	居宅療養管理指導	20	29	30
	福祉用具貸与	677	753	783
	介護予防支援	819	919	941

※人数は、月平均の利用人員

(件)

区 分		H30 (2018)	R1 (2019)	R2見込み (2020)
介護 給 付	福祉用具購入	614	594	600
	住宅改修	542	509	480
予 防 給 付	福祉用具購入	232	277	264
	住宅改修	369	351	396

※件数は、年間の利用件数

◆ 今後のサービス量の見込み

- 訪問系サービスは、在宅での日常生活をサポートする基本的なサービスであり、要支援・要介護者の増加に伴い、今後も増加していくものと見込んでいます。

【サービス種類ごとの推計】

(人)

区 分		R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
介 護 給 付	訪問介護	2,783	2,839	2,968
	訪問入浴介護	126	129	140
	訪問看護	713	736	777
	訪問リハビリテーション	153	162	172
	居宅療養管理指導	709	736	774
	福祉用具貸与	3,643	3,850	4,099
	居宅介護支援	5,213	5,516	5,876
予 防 給 付	訪問入浴介護	0	0	0
	訪問看護	45	47	48
	訪問リハビリテーション	19	20	20
	居宅療養管理指導	30	32	33
	福祉用具貸与	794	816	839
	介護予防支援	940	948	964

※人数は、月平均の利用人員

(件)

区 分		R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
介 護 給 付	福祉用具購入	636	660	696
	住宅改修	492	540	540
予 防 給 付	福祉用具購入	264	264	276
	住宅改修	444	480	492

※件数は、年間の利用件数

(2) 事業所に通って利用できるサービス

◆ 主な利用例

- ◇ 身体機能の低下で家に閉じこもりがちである
 - ☞ 通所介護
- ◇ 日中、家に介護者がいなくなり不安である
 - ☞ 通所介護
- ◇ 施設等に通いながらリハビリを受けたい
 - ☞ 通所リハビリテーション

◆ 現 状

- 通所介護は、訪問介護と同様に利用者や介護者にとって身近なサービスであり、在宅生活を支える点からも必要性は高く、利用人数は年々増加しています。
- 通所リハビリテーションは、重症化予防の観点からも、果たす役割は大きくなっておりま。

【サービス種類ごとの推移】

(人)

区 分		H30 (2018)	R1 (2019)	R2見込み (2020)
介護 給付	通所介護	1,488	1,517	1,547
	通所リハビリテーション	815	790	797
予防 給付	通所リハビリテーション	182	208	202

※人数は、月平均の利用人員

◆ 今後のサービス量の見込み

- 通所系サービスは、要支援・要介護者の増加に伴い、今後も増加していくものと見込んでいます。

【サービス種類ごとの推計】

(人)

区 分		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
介護 給付	通所介護	1,610	1,718	1,799
	通所リハビリテーション	820	857	895
予防 給付	通所リハビリテーション	193	196	199

※人数は、月平均の利用人員

(3) 事業所に短期間入所して利用できるサービス

◆ 主な利用例

- ◇ 在宅での介護を継続するため、介護者のリフレッシュを図りたい
- ◇ 介護者の入院により介護者が不在になる
- ◇ そのほか緊急に介護者が不在となる

◆ 現 状

- 短期入所は、一時的に自宅等で介護ができなくなった場合の受け入れ機能などを担っており、大きな利用の伸びはないものの、一定の利用人数で推移しています。

【サービス種類ごとの推移】 (人)

区 分		H30 (2018)	R1 (2019)	R2見込み (2020)
介護給付	短期入所	457	433	417
予防給付	短期入所	5	8	7

※人数は、月平均の利用人員

◆ 今後のサービス量の見込み

- 短期入所は、在宅での生活を支えるための重要なサービスのひとつであり、ほかの類似するサービスへの移行要素も考慮しながら、利用人数を見込んでいます。
- 今後も在宅生活を支えるサービスとして、一定の需要があるものと見込んでいます。

【サービス種類ごとの推計】

(人)

区 分		R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
介護給付	短期入所	417	430	456
予防給付	短期入所	10	10	11

※人数は、月平均の利用人員

(4) 居住系施設に入居して利用できるサービス

◆ 主な利用例

- ◇ 有料老人ホーム等において機能訓練や介護を受けたい
- ◇ 冬期間は自然環境が厳しく、独りでの生活は難しい

◆ 現 状

- 特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや養護老人ホーム等で生活しながら、必要な介護サービスを受けることにより、能力に応じ自立した生活を可能とするといった、施設入所と在宅生活との中間的な機能を有したサービスとなっています。

【サービス種類ごとの推移】 (人)

区 分		H30 (2018)	R1 (2019)	R2見込み (2020)
介護給付	特定施設入居者生活介護	427	447	473
予防給付	特定施設入居者生活介護	62	73	74

※人数は、月平均の利用人員

◆ 今後のサービス量の見込み

- 後期高齢者人口の増加に伴い、利用人数は今後も増加していくものと見込んでいます。
- 第7期計画に基づく整備により、必要なサービス提供体制が確保されることから、第8期計画では、サービス提供体制の維持に努めます。

【サービス種類ごとの推計】 (人)

区 分		R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
介護給付	特定施設入居者生活介護	494	510	526
予防給付	特定施設入居者生活介護	73	76	78

※人数は、月平均の利用人員

◆ 利用定員数

(人)

区 分		第7期	第8期		
		R 2年度末 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
特定施設入居者 生活介護	整備(指定)数		△40		
	定員数	820	780	780	780

※上記の整備(指定)数・定員数については、介護予防給付を含む

※令和3年の定員減は、第7期計画に基づく改築の際に併せて整備する介護老人福祉施設への移行分

(5) 住み慣れた地域で柔軟に利用できる地域密着型のサービス

◆ 主な利用例

- ◇ 在宅生活を継続するために定期的又は緊急時の訪問サービスを受けたい
 - ☞ （昼夜を問わず利用希望）定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ☞ （夜間帯に利用希望）夜間対応型訪問介護
- ◇ 少人数の中で日常生活上の世話を日帰りで受けたい
 - ☞ 地域密着型通所介護
- ◇ 認知症に対応した日常生活上の世話を受けたい
 - ☞ 認知症対応型通所介護
- ◇ 通いや訪問、泊りなどを柔軟に組み合わせたサービスを受けたい
 - ☞ 小規模多機能型居宅介護
- ◇ 小規模多機能型居宅介護に訪問看護を加えたサービスを受けたい
 - ☞ 看護小規模多機能型居宅介護
- ◇ 家庭的な雰囲気の中で共同生活を送りながら、認知症のケアを受けたい
 - ☞ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ◇ 家庭的な雰囲気の中で生活を送りながら、日常生活上の世話を受けたい
 - ☞ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

◆ 現 状

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護は、医療ニーズの高い高齢者の増加に伴い、利用人数が増加しています。
- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）は、令和2（2020）年度末において、39か所、645人分が整備されています。
- 地域密着型特定施設入居者生活介護は、現在市内に該当施設はありません。

【サービス種類ごとの推移】

（人）

区 分		H30 (2018)	R1 (2019)	R2見込み (2020)
介 護 給 付	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	43	65	98
	夜間対応型訪問介護	55	60	64
	地域密着型通所介護	836	855	875
	認知症対応型通所介護	78	64	61
	小規模多機能型居宅介護	252	229	206
	認知症対応型共同生活介護	609	596	602
	地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	28	27	29
	看護小規模多機能型居宅介護	25	39	41
予 防 給 付	認知症対応型通所介護	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	25	27	29
	認知症対応型共同生活介護	0	0	0

※人数は、月平均の利用人員

第6章 介護サービスの現状と将来の推計

◆ 今後のサービス量の見込み

- 医療ニーズの高い高齢者の増加により、医療と介護を組み合わせたサービスの利用人数が増加することが見込まれるため、第8期計画では定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備（1事業所）を進めます。
- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）は、第7期計画に基づく整備により、必要なサービス提供体制が確保されることから、第8期計画では、サービス提供体制の維持に努めます。

【サービス種類ごとの推計】

（人）

区 分		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
介 給 付	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	108	128	143
	夜間対応型訪問介護	65	68	70
	地域密着型通所介護	909	923	962
	認知症対応型通所介護	61	60	63
	小規模多機能型居宅介護	208	213	223
	認知症対応型共同生活介護	629	638	638
	地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	29	29	29
	看護小規模多機能型居宅介護	44	45	47
予 防 給 付	認知症対応型通所介護	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	30	30	31
	認知症対応型共同生活介護	0	0	0

※人数は、月平均の利用人員

◆ 居住系サービスに係る利用定員数

① 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

日常生活圏域	区分	第7期	第8期		
		R2年度末 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
西部地区	整備数				
	定員数	171	171	171	171
中部地区北部	整備数				
	定員数	108	108	108	108
中部地区南部	整備数		18		
	定員数	72	90	90	90
東部地区北部	整備数				
	定員数	153	153	153	153
東部地区南部	整備数				
	定員数	105	105	105	105
阿寒地区	整備数				
	定員数	27	27	27	27
音別地区	整備数				
	定員数	9	9	9	9
合計	整備数		18		
	定員数	645	663	663	663

※上記の整備数・定員数については、介護予防給付を含む

※令和3年度整備数18人分は、第7期計画に基づくもの

② 地域密着型特定施設入居者生活介護

※該当施設なし

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

日常生活圏域	区分	第7期	第8期		
		R2年度末 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
中部地区北部	整備数				
	定員数	29	29	29	29
合計	整備数				
	定員数	29	29	29	29

2 施設介護サービスの現状と将来の推計

◆ 主な利用例

- ◇ 自宅での生活が著しく困難で、施設での介護が必要である
 - ☞ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ◇ 病状は安定したが、施設でリハビリを兼ねた介護が必要である
 - ☞ 介護老人保健施設（老健施設）

◆ 現 状

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、現在市内に10か所、795床（※地域密着型特別養護老人ホームを含めると11か所、824床）が整備されており、ほぼ満床の状態が続く見込みです。また、高齢化の進展や要支援・要介護者の増加に伴い、入所申込者は増加する傾向にあります。
- 介護老人保健施設（老健施設）は、現在市内に4か所、384床が整備されており、医学管理や機能訓練の実施により在宅復帰支援施設の役割を担っています。
- 介護医療院（介護療養型医療施設を含む）は、現在市内に該当施設はありません。

【サービス種類ごとの推移】

（人）

区 分	H30 (2018)	R1 (2019)	R2見込み (2020)
介護老人福祉施設	705	757	780
介護老人保健施設	409	391	381
介護医療院	2	3	2

※人数は、月平均の利用人員

※介護医療院の利用者数は、市外施設利用分

◆ 今後のサービス量の見込み

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、利用者ニーズやサービス事業者の意向等を調査、検討しながら、施設入所待機者の状況を踏まえつつ、北海道医療計画との整合性や給付と負担のバランスなどにも配慮しながら整備を進めます。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の新規入所者が原則として要介護3以上とされていることから、認知症又は障がいのある方や虐待等の困難事例に対応するため、国の指針に基づき、要介護1・2の方の入所に関する例外規定の適切な運用に努めます。
- 介護老人保健施設（老健施設）は、既存の施設と調整を図りながら、サービスの提供体制が確保できるように努めます。

【サービス種類ごとの推計】

(人)

区 分	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
介護老人福祉施設	785	838	838
介護老人保健施設	381	381	381
介護医療院	2	2	2

※人数は、月平均の利用人員

※介護医療院の利用者数は、市外施設利用分

第6章 介護サービスの現状と将来の推計

◆ 利用定員数

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

区 分		第7期	第8期		
		R2年度末 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
介護老人福祉施設	整備数		55	3	
	定員数	795	850	853	853

※第8期計画末においては、地域密着型特別養護老人ホームを含めると、882床となる見込み

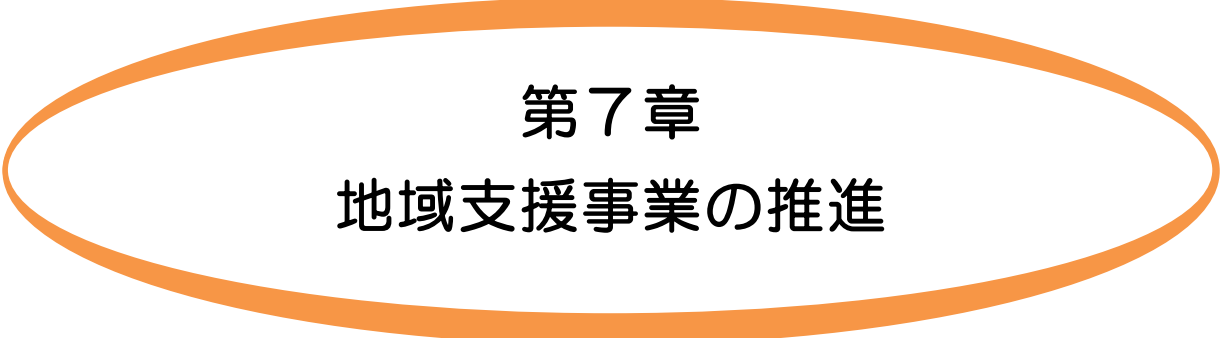
※令和3年度整備数55床のうち50床は、第7期計画に基づくもの

② 介護老人保健施設（老健施設）

区 分		第7期	第8期		
		R2年度末 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
介護老人保健施設	整備数				
	定員数	384	384	384	384

③ 介護医療院（介護療養型医療施設を含む）

※該当施設なし



第7章
地域支援事業の推進

第7章 地域支援事業の推進

1 介護予防・日常生活支援総合事業

地域住民等の多様な主体の参画により、地域の実情に応じた多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりや、要支援者等に対する自立支援・重度化防止に向けた取組みを推進します。

また、通いの場の取組みについては、短期集中予防サービスや地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の事業と連携して推進します。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者や介護が必要な状態になるおそれのある高齢者の自立支援や介護予防の取組みとして、これまで実施してきたサービスのほか、NPO、民間企業、ボランティア等による一人ひとりの生活に合わせた柔軟で多様なサービスの提供に努めます。

① 訪問型・通所型サービス

訪問型サービス（訪問介護相当）や通所型サービス（通所介護相当）のほか、内容を生活支援等に限定し、運営基準等を緩和したサービス（訪問型・通所型サービスA）を提供します。

【サービス種類ごとの推計】 (人)

区 分	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
訪問型サービス(訪問介護相当)	649	651	653
訪問型サービスA	23	26	29
通所型サービス(通所介護相当)	824	848	872
通所型サービスA	16	18	20

※人数は、月平均の利用人員

② 住民等主体の通所サービス「おたっしゃサービス」

地域住民やボランティア等が主体となって開催する定期的な通いの場において、運動や認知症予防、参加者同士の交流などのサービスを提供します。

また、事業のさらなる周知を進めるとともに、各地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターを中心に地域の関係者との連携や活動主体等のネットワークの構築を進めながら、実施団体の拡充を図るなど、全市的なサービス利用の促進に努めます。

【サービス種類ごとの推計】 (人)

区 分	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
住民等主体の通所サービス (おたっしゃサービス)	221	231	241

※人数は年間の利用人員

③ 短期集中予防サービス

要支援者等の生活機能を改善するため、専門職の指導により運動器の機能や認知機能、口腔機能を3か月間で向上させる介護予防プログラムを提供します。

また、プログラム終了後の社会参加や通いの場等への移行がより一層進むよう努めるとともに、サービスが必要な対象者の把握と、必要なプログラムを提供する事業所の確保に努めます。

【サービス種類ごとの推計】 (人)

区 分	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
短期集中予防サービス	200	205	210

※人数は年間の利用人員

④ 新総合事業ケアマネジメント

地域包括支援センターが要支援者等のアセスメントを行い、その状態や環境等に応じた必要なサービスが適切に提供されるよう、介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）を作成し、適切な支援につなげます。

【サービス種類ごとの推計】 (人)

区 分	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
新総合事業ケアマネジメント	940	948	964

※人数は、月平均の利用人員

(2) 一般介護予防事業

元気な高齢者が介護予防に取り組むための教室や健康相談を行うほか、生活機能が低下する等、何らかの支援を必要とする方を把握し、適切な支援につなげるための取組みを進めます。

また、国民健康保険や後期高齢者医療制度、健康づくり等の各担当部署と連携しながら、介護予防と保健事業を一体的に実施します。

なお、通いの場の充実に向けて、リハビリテーション専門職との連携をはじめ、保健師等幅広い医療専門職の関与を進めます。

① 介護予防把握事業

高齢者の自宅等を訪問して、生活状況や健康状態などを把握する「高齢者実態調査事業」や、医療機関及び薬局等の関係機関との連携・協力を通じて、何らかの支援を必要とする方を把握し、介護予防事業などへの適切な支援につなげます。

② 介護予防普及啓発事業

「市民介護予防普及講座」や「脳の健康度テスト」、「地域介護予防教室」、各種相談会などの開催、介護予防に役立つ講話や介護予防プログラム（わかがえりレッスン）等を実施します。

また、広報や新聞への記事掲載などを通して、事業のさらなる周知に努めながら、フレイル（高齢化による虚弱）の予防等、早期からの介護予防の普及啓発を行います。

③ 地域介護予防活動支援事業

地域の身近な場所で介護予防に取り組むことができる「介護予防継続教室」等を実施します。

また、「高齢者支援ボランティア人材育成事業」を実施して、高齢者を地域で支える「ご近所ボランティア」や、介護予防継続教室等で指導を行う「介護予防サポーター」を養成するとともに、資質向上を図りながら、自主的な活動を行う組織の育成に努め、高齢者の社会参加を推進します。

④ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業の実施状況や効果について評価を実施し、より効果的な内容となるよう改善に努めます。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組みを強化するため、理学療法士や作業療法士等のリハビリテーション専門職と連携を図るなど、介護予防に関する専門的知識を生かした技術的助言や支援を受けられる体制のさらなる充実に努めます。

2 包括的支援事業

地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの専門職等が連携し、包括的支援事業として介護予防ケアマネジメント、高齢者や家族に対する総合的な相談や支援、虐待の防止や早期発見等の権利擁護、支援困難事例の対応などに関するケアマネジャーへの支援（包括的・継続的ケアマネジメント）を行うほか、地域での包括的な支援ネットワークづくりを進めます。

また、高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応し、多面的に支援するため、地域包括支援センターの機能等の強化を図るとともに、センターの運営協議会と連携して事業評価を行うなど適切な運営に努めます。

近年、センターに寄せられる相談内容については、高齢者のみならず障がい者や児童等の課題が複合化・複雑化しているケースや、制度の狭間にあるケー

第7章 地域支援事業の推進

スなどが見受けられることから、適切な制度につなげることができるよう、関係機関との連携に努めます。

(1) 介護予防ケアマネジメント

要支援者等の自立支援・重度化防止のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目的に、必要なサービスが適切に提供されるよう介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）の作成を行います。

(2) 総合相談・支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を続けていくことができるよう、どのような支援が必要かを総合的に把握し、地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげるなどの支援を行います。

また、介護離職の防止など、介護に取り組む家族等に対する相談・支援体制の強化に努めるとともに、地域の民生委員・町内会・老人クラブなどの関係機関とのネットワークの構築や地域の高齢者の実態把握を進めます。

(3) 権利擁護事業

高齢者虐待の防止、消費者被害の防止、成年後見制度の利用など、高齢者の権利擁護に関する相談や対応困難な事例が増加傾向にあることから、釧路弁護士会や法テラス釧路等との関係機関と連携を図り、事例に即した専門的・継続的な支援を行うとともに、「釧路市高齢者地域安心ネットワーク」を活用し、支援の必要な高齢者の早期把握・見守りを行います。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域の多様な社会資源や関係機関との連携・協働の体制を強化します。

また、「介護支援専門員連絡会議」や各種研修会、情報・意見交換会等の開催、支援困難事例等への助言・指導を行うなど、ケアマネジャーの支援を通じたケアマネジメントの質の向上を図ります。

(5) 地域ケア会議

医療・介護・福祉・司法等の多職種及び民生委員や町内会など、市民団体等の地域の関係者が協働で高齢者個人に対する支援の充実や地域課題の解決に向けた検討を行う「地域ケア会議」を開催します。

地域ケア会議には、5つの機能（個別課題解決、地域包括支援ネットワーク構築、地域課題把握、地域づくり・資源開発、政策形成）があり、それらの機能を発揮した会議運営を目指します。

地域包括支援センター主催の「個別会議」では、個別ケースの検討を通じ、個別課題解決、地域包括支援ネットワーク構築、地域課題把握を行い、「推進会議」では、課題解決に必要な地域づくり・資源開発につなげるとともに、課題解決にあたっては「個別会議」から「推進会議」へのつながりを強化します。

さらに、会議を高齢者の自立支援に資する、より実効性のあるものとするため、リハビリテーション専門職などの多職種が参加しやすい体制の充実を図ります。

市主催の会議では、全体会議のほか、「在宅医療・介護連携推進部会」、「認知症施策推進部会」、「生活支援体制整備部会」を開催し、各分野での課題等をきめ細かく把握し、解決策を検討します。

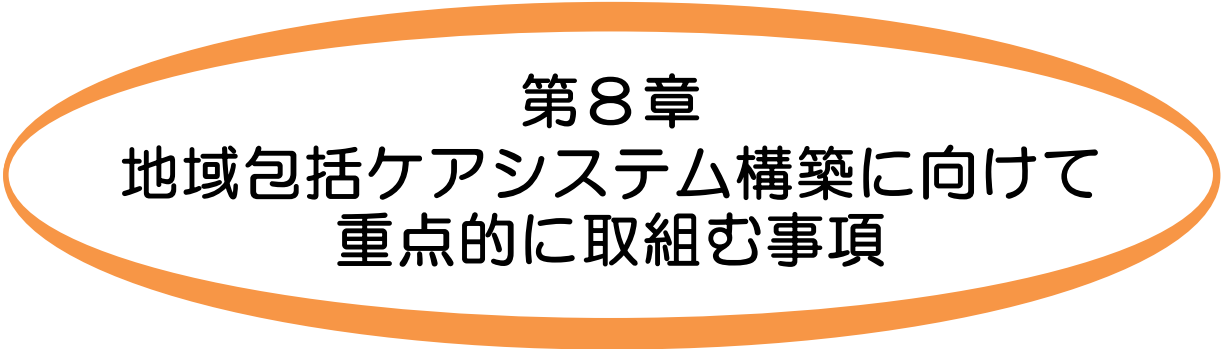
（会議開催/包括支援センター（7か所）：年56回以上、市：年8回以上）

3 任意事業

要介護高齢者の生活の安定・向上や介護している家族に対し、地域の実情に応じた必要な支援として各事業の実施に努めます。

【介護保険事業の地域支援事業(任意事業)で実施する主な在宅福祉サービス】

事業名	対象者	内容	R1年度実績 (2019)
食の自立支援	調理等が困難なため、栄養バランスのとれた食事の提供が必要な高齢者のみの世帯	健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスを提供し、配達時には安否の確認を行う	延利用人数 3,489人 延利用回数 67,720回
単身高齢者 声かけ運動	70歳以上のひとり暮らしで、親族や近隣などとの交流が少なく、介護・福祉サービスの利用が週1回未満の安否確認が必要な方	乳酸菌飲料販売員が訪問し飲料を手渡す際に声かけすることで、安否確認や孤独感の軽減を図る	延利用人数 3,358人 延利用回数 27,923回
家族介護教室	高齢者等を介護している家族の方	適切な介護知識・技術の習得、外部サービスの利用法等を習得する教室を開催する	開催回数 51回 利用人数 733人
家族介護用品 支給	要介護4・5の方を同居して介護する家族 市民税非課税世帯	介護に必要なオムツ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーを支給する	利用件数 2,111件
家族介護者交流	65歳以上の方を介護している家族の方	心身のリフレッシュを図るため、介護者相互の交流会を実施する	延利用人数 16人
認知症高齢者 家族やすらぎ 支援	認知症を有する65歳以上の方を介護している家族の方	見守りや話し相手として「やすらぎ支援員」が訪問し、家族の負担軽減を図る	延利用人数 75人 延利用回数 225回
行方不明高齢者等 早期発見システム		GPSで位置情報を確認するシステムへの加入料金・機器の購入経費を助成する	利用件数 3件
認知症高齢者 地域サポート	認知症に関する知識の習得及び認知症高齢者に対して理解と熱意のある方	認知症に関する正しい知識・理解を広めるため講座を開催する *認知症サポーター養成講座 *スキルアップ講座	サポーター養成 7回 131人 スキルアップ 6回 41人
高齢者住宅等 安心確保	ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯（生活に不安・住宅困窮度が高い、家族援助が困難）	シルバーハウジング入居者に生活援助員を派遣し、安否確認・緊急対応等を行う	入居戸数 30戸
成年後見制度 利用支援	65歳以上の被対象者について、本人及びその親族が成年後見の申立てをできない状況にあるとき	老人福祉法第32条（審判の請求）に基づき、市長が成年後見の申立てを家庭裁判所に行う	申立件数 16件



第8章
地域包括ケアシステム構築に向けて
重点的に取り組む事項

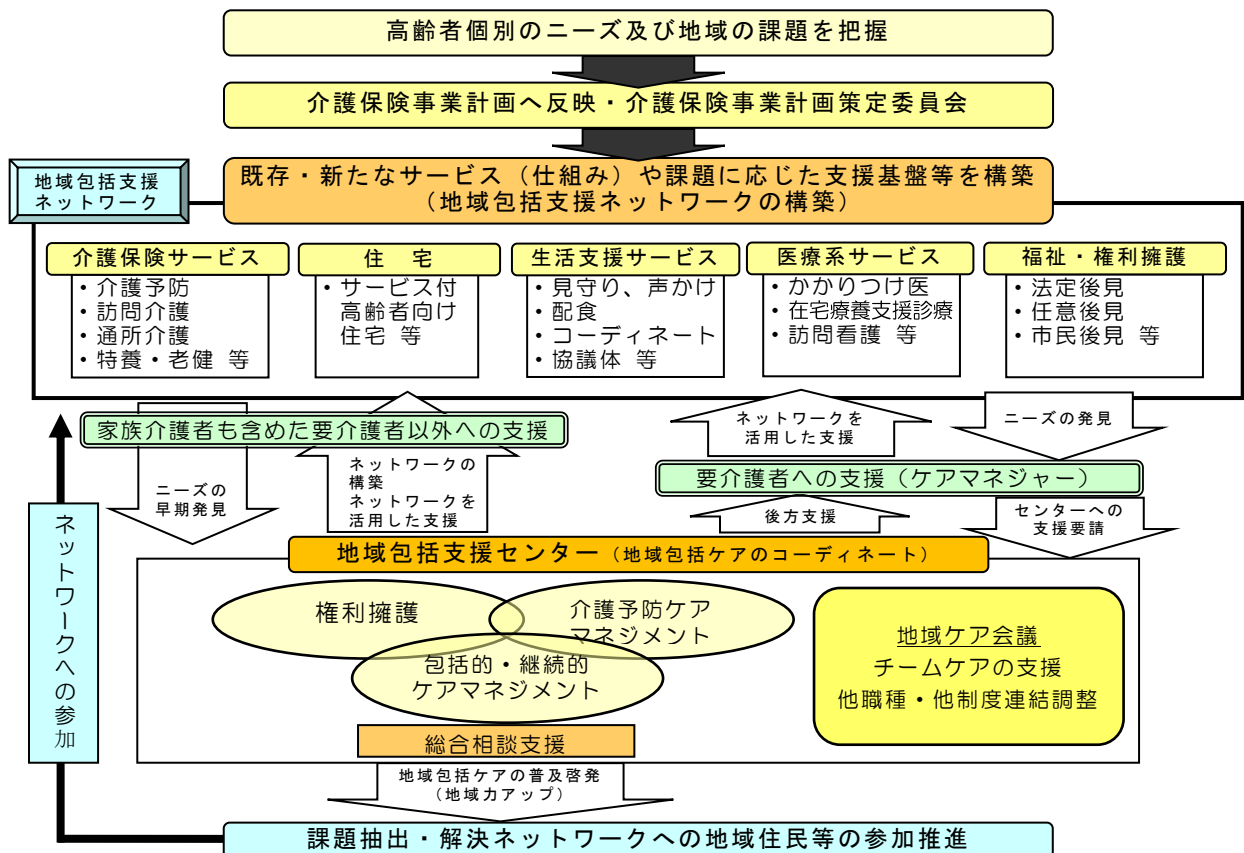
第8章 地域包括ケアシステム構築に向けて重点的に取り組む事項

国では、令和7（2025）年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

釧路市では「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、市と地域包括支援センターが中心となり、各関係機関等とのネットワークを強化しながら、第8期計画では、第7期計画に引き続き、以下の3項目について重点的に取り組みます。

- ① 切れ目のないサービスの提供に向けた「医療と介護の連携の推進」
- ② 増加する認知症の高齢者等を支える「認知症施策の推進」
- ③ 高齢者の安心・安全な在宅生活を支える「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」

地域包括ケアシステムのイメージ



1 医療と介護の連携の推進

① 医療・介護関係者の情報共有

高齢者本人の思いを交えた医療や介護の情報を関係者が共有し、在宅生活などに対する切れ目のない支援を行うため、「釧路市つながり手帳」のさらなる普及に努めます。

また、必要に応じICT化等の検討やより利用しやすい内容への充実を図ります。

② 医療・介護関係機関とのネットワークの構築

市内の医療・介護関係者が参画する釧路市地域ケア会議などにおいて、医療・介護連携の現状と課題の抽出を行い、対応策の検討を行います。

地域の医療・介護関係者の連携を促進するため、多職種での研修会を開催します。

③ 在宅医療等に関する普及啓発

市民及び医療・介護関係者を対象とした講演会の開催等を通じて、在宅医療・介護連携の理解の促進に努めます。

また、アドバンス・ケア・プランニング（将来の治療・療養について本人・家族と関係者が事前に話し合うプロセス）等については、本人の意思を丁寧にくみ取った決定ができるよう、関係者等の理解の促進とともに普及啓発に努めます。

④ 在宅医療・介護連携に関する相談支援体制の整備

地域の医療・介護関係者の相談窓口として設置した「釧路市在宅医療・介護連携相談支援窓口」について、具体的な相談内容の周知を図るなど、より相談しやすい窓口となるよう努めます。

また、窓口の相談員は、医療と介護に精通していることが求められるため、適切な人材の配置・育成に努めます。

⑤ 介護サービスの拡充

退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、訪問看護機能を有する介護サービスの整備を促進します。

2 認知症施策の推進

① 支援のネットワーク化

各地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に、「認知症サポーター養成講座」等の受講者をはじめとする地域住民とサービス事業所などの関係機関をつなぎ、ネットワークをさらに強化しながら、認知症に関する様々な取組みを連動して進めることにより、認知症の高齢者やその家族が地域で安心して暮らすための支援体制の拡充に努めます。

また、認知症の人が自らの希望や意思を発信、決定できる支援体制の構築を図ります。

② 認知症予防事業の充実

老人福祉センターなど身近な場所で、認知症予防や認知機能の維持向上を盛り込んだ「介護予防教室」や「脳の健康度テスト」、「介護予防サービス」等の介護予防事業を推進するとともに、広報などを通じて事業の周知を図る際には具体的な取組み内容を記載するなど、利用者にわかりやすく伝えるよう努めます。

③ 認知症の早期発見・相談体制の整備

認知症地域支援推進員が中心となり、認知症疾患医療センターやかかりつけ医、専門医療相談を行う認知症疾患に係る医療機関と連携し、認知症の早期発見のため身近なところで継続的な相談ができる体制の整備を促進します。

また、「認知症初期集中支援チーム」の活動などを通じて、認知症の早期診断、早期対応等の初期対応を進めるとともに、「脳の健康度テスト」や、健康まつり等での「タブレット式ものわすれ相談プログラム」の実施及び「高齢者実態調査事業」などにより、認知症に移行するおそれのある高齢者を把握し、必要な支援を行います。

④ 行方不明高齢者等への支援

行方不明高齢者等の捜索を行うため、関係機関で構築する「釧路市SOSネットワークシステム」について、隣接町村との連携や高齢者情報の事前登録による機動性の向上などの機能強化を進めながら、早期発見・保護につなげるとともに、その後の本人及び家族への支援に努めます。

また、SOSネットワーク模擬訓練の対象を拡大するなど、幅広い世代への

認知症に対する啓発を行い、地域の見守りネットワークの構築に努めます。

⑤ 家族への支援

認知症の人を介護する家族の負担軽減のため、「認知症高齢者家族やすらぎ支援事業」や「家族介護者交流事業」、「家族介護教室」を継続実施するとともに、認知症の早期から家庭訪問を行い、認知症の人や家族の支援などを行う「認知症初期集中支援チーム」や「SOSネットワーク事前登録制度」、「認知症地域支援推進員」、「認知症カフェ」などについて、さらに周知を進め、必要な人が利用できるよう努めます。

介護者が孤立しないよう、家族介護者の会である「釧路地区障害老人を支える会（たんぼぼの会）」や「阿寒町おひさまの会」等と連携し、認知症介護家族に対する情報提供を進めます。

⑥ 認知症の理解と周知

認知症の人を地域で支えるため、「市民向け認知症講座」や地域・職域・学校等での「認知症サポーター養成講座」の開催、認知症の状態に応じたケアやサービス提供の流れを示す「認知症ケアパス」の活用などを通じて、認知症予防を含めた「認知症の正しい理解」の普及啓発に努めます。

また、介護サービス従事者向けの研修会を開催し、対応力向上に努めます。

⑦ 認知症の人の権利擁護

認知症の人の意思を尊重し、本人が望む医療、介護の支援を適切に受けられる体制の整備をさらに進めます。

認知症の人の意思決定が適切に行われるように、成年後見制度の利用など、本人の状態に応じた支援を行います。

⑧ 若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人とその家族からの相談を適切に受ける体制を強化するとともに、若年性認知症の人が地域から孤立しないよう社会参加を支援するため、北海道若年性認知症コーディネーターなど関係機関との連携体制の構築に努めます。

また、必要に応じて「認知症初期集中支援チーム」等の利用も検討するなど、個々の状況に合わせた支援が適切かつ早期に行われるよう努めます。

3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

高齢者の安心・安全な在宅生活を支えるため、各地域包括支援センターと市に配置している生活支援コーディネーターが中心となり、以下の取組みを進めます。

① 協議体の開催

関係機関の定期的な情報共有や連携、協働、ネットワーク機能の充実を図る協議体を開催し、地域の課題や資源を把握しながら、必要な生活支援・介護予防サービスの整備に向けた取組みを進めます。

② 地域に必要なサービスの創出

把握した地域のニーズや資源を基に、「おたっしゃサービス」を含む地域に必要なサービスの創出を行うとともに、リハビリテーション専門職等と連携し、サービスの充実を図ります。

③ 高齢者の社会参加の促進

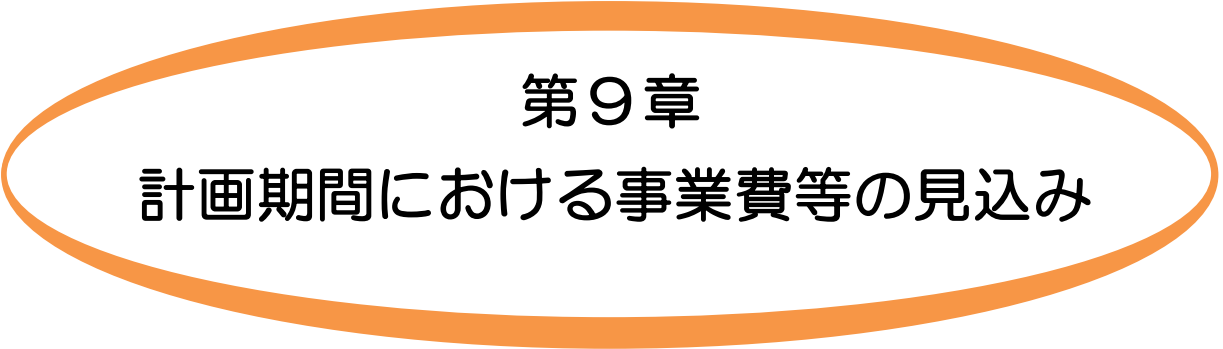
元気な高齢者が支援の担い手として活躍できるよう「ご近所ボランティア養成講座」などへの参加を促すとともに、介護サービス事業所や「おたっしゃサービス」など地域の通いの場等で活動できるようコーディネートを進めます。

④ 支援を必要とする高齢者とサービスのマッチング

「高齢者実態調査事業」などを通じて把握された支援を必要とする高齢者が、その有する能力をできる限り発揮し、自立した生活を営むことができるよう適切に支援します。

4 専門職等の人材の育成・確保

地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応することのできる人材が必要となります。このため、各地域包括支援センターに配置する専門職等のほか、市民後見人、認知症サポーター養成講座の講師（キャラバンメイト）など、多様な人材の育成・確保に努めます。



第9章

計画期間における事業費等の見込み

第9章 計画期間における事業費等の見込み

1 介護サービス事業費の見込み

計画期間における介護サービスの事業費は、次の式により算出されます。

$$\text{事業費} = \text{保険給付費} + \text{地域支援事業費} \\ + \text{財政安定化基金拠出金} + \text{財政安定化基金償還金}$$

計画期間における介護サービス事業費の見込額は、次の表のとおりです。

【事業費見込額】

(千円)

区 分	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	合計
保険給付費	15,592,381	16,236,992	16,781,557	48,610,930
居宅介護サービス費	9,400,745	9,727,715	10,142,197	29,270,657
施設介護サービス費	4,928,106	5,134,361	5,168,972	15,231,439
介護予防サービス費	318,587	326,916	333,673	979,176
特定入所者介護サービス等費	453,805	478,332	481,350	1,413,487
高額介護サービス等費	416,280	488,508	563,730	1,468,518
高額医療合算介護サービス等費	58,486	64,069	73,741	196,296
審査支払手数料	16,372	17,091	17,894	51,357
地域支援事業費	862,626	874,738	885,328	2,622,692
財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0	0
事業費計	16,455,007	17,111,730	17,666,885	51,233,622

※地域支援事業費には介護保険特別会計（保険事業勘定）の総務費に計上する地域支援事業分の人件費を含む

2 介護サービスの費用負担の見込み

介護保険事業における費用の負担額は、次の表のとおりです。

【費用負担額】

(千円)

区 分	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	合計
国庫支出金	3,164,955	3,284,948	3,394,357	9,844,260
国（調整交付金）	1,020,716	1,075,589	1,138,807	3,235,112
道支出金	2,348,198	2,442,007	2,513,306	7,303,511
市負担金等	2,159,092	2,371,311	2,540,813	7,071,216
第2号被保険者保険料 （支払基金交付金）	4,353,765	4,530,565	4,680,032	13,564,362
第1号保険料	3,406,624	3,405,653	3,397,913	10,210,190
諸収入	1,657	1,657	1,657	4,971
合 計	16,455,007	17,111,730	17,666,885	51,233,622

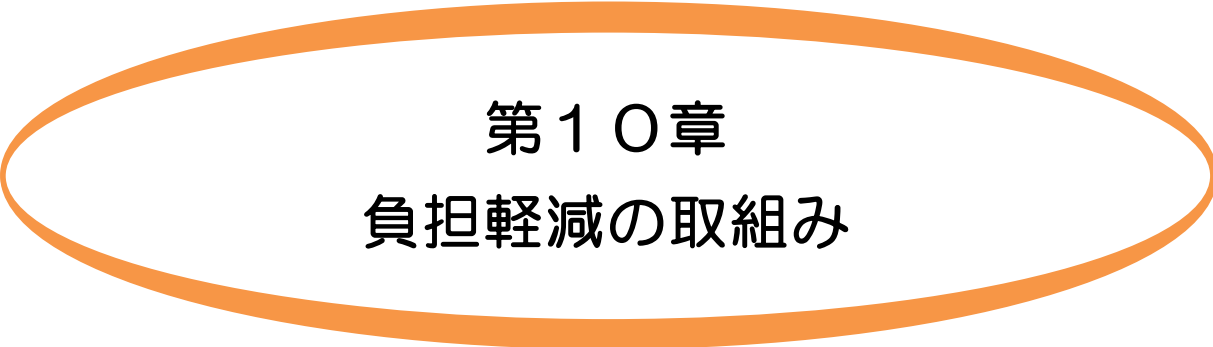
3 第1号被保険者保険料基準額

本市の第1号被保険者保険料（65歳以上の方の保険料）の基準額は、

年額：67,800円

月額：5,650円

となります。



第10章
負担軽減の取組み

第10章 負担軽減の取組み

1 第1号被保険者保険料における負担の軽減

(1) 第1号被保険者保険料の所得段階について

第6段階以上の各段階を区別する合計所得金額(注1)について、国の改正に合わせて、第7段階と第8段階の区分を200万円から210万円に、第8段階と第9段階の区分を300万円から320万円に変更しております。

【第8期 第1号被保険者保険料所得段階】

所得段階	所得基準内容		保険料年額
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者		基準額×0.3 (20,340円)
	世帯全員が市民税非課税で、所得指標となる額(注2)が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、所得指標となる額(注2)が	80万円を超えて 120万円以下の方	基準額×0.5 (33,900円)
第3段階		120万円を超える方	基準額×0.7 (47,460円)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方で、所得指標となる額(注2)が	80万円以下の方	基準額×0.9 (61,020円)
第5段階		80万円を超える方	基準額 (67,800円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が	125万円未満の方	基準額×1.2 (81,360円)
第7段階		125万円以上 210万円未満の方	基準額×1.3 (88,140円)
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額×1.5 (101,700円)
第9段階		320万円以上 500万円未満の方	基準額×1.75 (118,650円)
第10段階		500万円以上 1,000万円未満の方	基準額×2.0 (135,600円)
第11段階		1,000万円以上の方	基準額×2.3 (155,940円)

※第1段階から第3段階の保険料年額は、公費による負担軽減後の額

※(注1)合計所得金額～地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から長・短期譲渡所得等に係る特別控除額などを控除した額

※(注2)所得指標となる額～前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等に係る雑所得などを控除した額

(2) 第1号被保険者保険料の徴収猶予と減免について

保険料の納付義務者又はその世帯の生計を維持する方が、震災、風水害、火災などにより住宅、家財に著しい損害を受けた時や長期間の入院などにより収入が著しく減少した時、保険料の納付義務者又はその世帯の生計を維持する方の収入が事業の廃止や失業などにより著しく減少した時、及び一定基準以下で恒常的に低所得世帯にあると認められる場合などには、申請により保険料の徴収の猶予や減免を受けることができます。

2 介護サービス利用料における負担軽減

(1) 利用者負担割合の変更

介護サービス及び介護予防・生活支援サービス事業（住民等主体の通所サービス、短期集中予防サービスを除く）の利用者又はその世帯の生計を維持する方が、震災、風水害、火災などにより住宅・家財に著しい損害を受けた時や、長期間の入院などにより収入が著しく減少した時及び利用者又はその世帯の生計を維持する方の収入が事業の廃止や失業などにより著しく減少した時には、申請により利用者の負担割合を変更します。

(2) 高額介護（介護予防）サービス費

同じ月に利用した介護サービス、介護予防・生活支援サービス事業（住民等主体の通所サービス、短期集中予防サービスを除く）の1か月の自己負担合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が負担上限額を超えた時は、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給します。

なお、食費・居住費（滞在費）・日常生活費は該当しません。

また、ほかの利用者負担軽減制度を受けられる場合は、その軽減後の負担額を対象とします。

(3) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

同じ医療保険制度の世帯内で、1年間の医療保険と介護サービス、介護予防・生活支援サービス事業（住民等主体の通所サービス、短期集中予防サービスを除く）の自己負担を合算した額が、この制度の負担限度額を超えた時は、申請

第10章 負担軽減の取組み

により超えた分を医療保険と介護保険それぞれから支給します。

(4) 社会福祉法人等利用者負担軽減

社会福祉法人等の介護サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホームなど）や介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス（訪問介護相当）及び通所型サービス（通所介護相当）を利用している被保険者で、その世帯が市民税非課税で、一定基準を満たし、特に生計維持が困難と認められる場合には、申請により利用者負担を軽減します。

(5) 民間事業所等利用者負担軽減

社会福祉法人等利用者負担軽減（社福軽減）の対象サービスについて民間法人が運営する場合には軽減制度が適用されないことから、利用者負担に差が生じないように、社福軽減の対象者要件を満たす方については、市が独自に利用者負担を軽減します。

また、利用者負担の軽減制度について、市民によりわかりやすい周知に努めます。

(6) 特定入所者介護サービス費

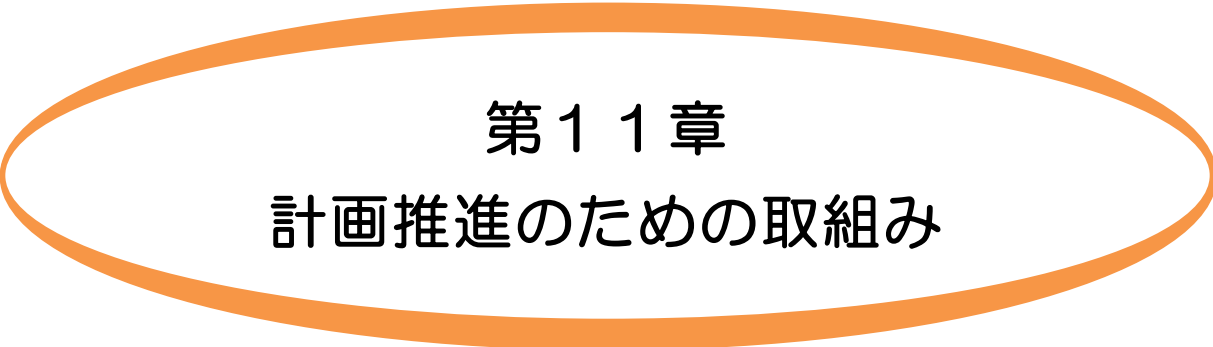
介護保険施設に入所又は短期入所した場合、食費と居住費（滞在費）が自己負担となりますが、所得が一定基準以下の方については、申請により所得の段階（利用者負担段階）に応じて、食費・居住費（滞在費）それぞれについて自己負担限度額が設定され、超えた分を介護保険から支給します。

(7) 生活支援短期入所事業

居宅サービス計画上のいかなる工夫においても、なお介護サービス費の支給限度額を超えて短期入所を利用する場合で、やむを得ない理由がある時は、事前申請により1年間に8日の利用を限度として、支給限度額を超える費用の保険給付相当分を市が独自に支給します。

(8) 遠隔地における介護サービスの負担の軽減

阿寒湖温泉地区への訪問介護の円滑な提供を図るため、当該地区でサービスを提供する事業者に対し、市が独自に交通費の一部を助成します。



第11章
計画推進のための取組み

第11章 計画推進のための取組み

1 計画の総合的な推進

(1) 市民参加と協働

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的なサービスに加え、地域の支え合いが必要不可欠です。

このため、高齢者をはじめとする市民の皆様や地域の関係団体、ボランティア団体等に地域活動への積極的な参加をいただくなど、市及び地域包括支援センターと関係機関が連携・協働して、地域生活課題を把握するとともに、解決を図るための各種施策を推進します。

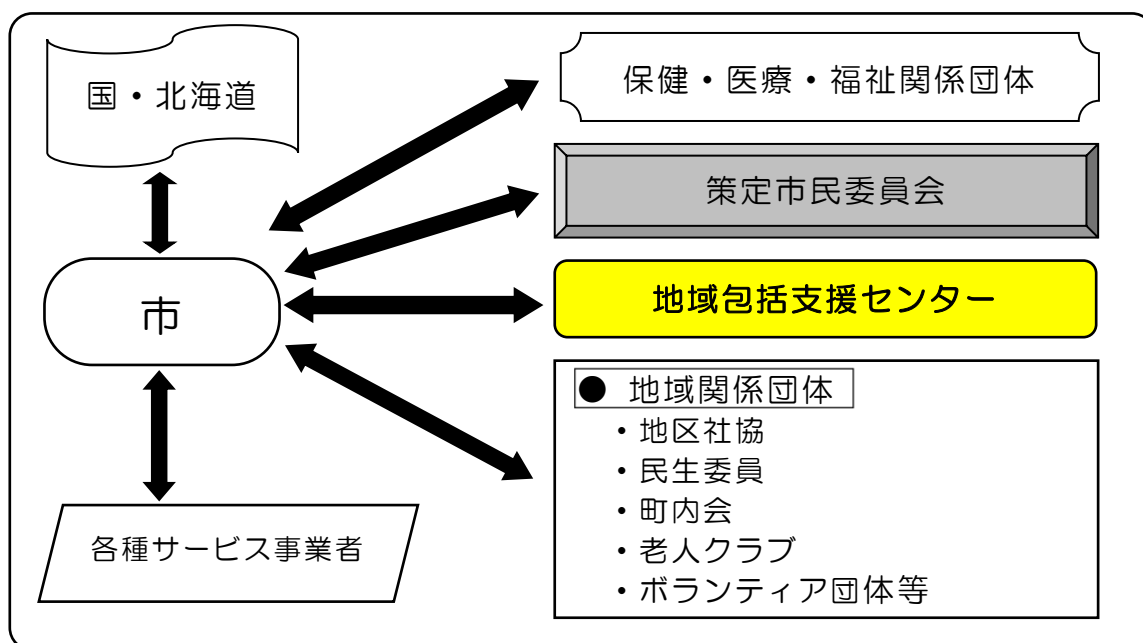
(2) 広報等の充実

高齢者福祉や介護保険に関する情報について広く周知を行うため、広報紙やパンフレット、ホームページ等の内容を工夫するとともに、市や地域包括支援センターが民生委員、町内会、老人クラブ、介護サービス事業者等と連携を図り、身近なところでも情報が得られるよう努めます。

また、ガイドブック等の活用を図りながら、サービスの利用が必要な方に対する詳細な情報提供に努めます。

(3) 関係機関等との連携

計画の推進にあたっては、庁内関係部局との連携はもとより、国・北海道の関係行政機関、保健・医療・福祉部門及び地域の関係団体や介護サービス事業者との連携・協力を努めます。



2 適正な制度の運営

(1) 地域密着型サービス事業者等の指定、指導・監督

地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者等で構成する「釧路市地域密着型サービス等運営委員会」における議論を経て行うことにより、サービスの質の確保を図ります。

また、市が所管する介護サービス事業所の運営が健全かつ円滑に行われるよう、給付の内容及び請求の内容などに関する指導・監督については、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者の支援を基本として実施し、サービスの質の向上及び保険給付費の適正化に努めます。

(2) 介護給付等に要する費用の適正化への取組み及び目標設定

介護保険制度への信頼を高め、将来にわたって安定的に運営していくためには、真に必要な給付を適切に提供するための適正化事業を推進していくことが重要です。

第11章 計画推進のための取組み

釧路市では、国及び北海道が示す「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、主要5事業のうち、「要介護認定の適正化」や「ケアプラン点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」について実施目標を設定し、北海道国保連合会（国保連）等との連携を図りながら取組みを進めます。

また、実施の効果について検証するとともに、周知に努めます。

【釧路市第8期計画期間介護給付適正化計画】

事業名	実施内容	実施目標
		第8期計画期間の各年度
要介護認定の適正化	区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の結果について保険者による点検を実施する。	該当調査全件について実施
ケアプラン点検	有資格者を有する職能団体へ委託して点検を実施するとともに、自立支援に資するケアプラン作成に関する研修会を開催する。	20件のケアプラン点検実施
住宅改修等の点検	《住宅改修の点検》 改修内容が複雑な場合等に施工前後の現地調査を実施する。	10件の現地調査実施
	《福祉用具購入・貸与調査》 サービス計画書等の提出を求めるなど、必要性等の点検を実施する。	購入、貸与について各10件ずつの調査実施
医療情報との突合・縦覧点検	《医療情報との突合》 入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う。 国民健康保険加入者分については、北海道国保連合会（国保連）へ業務委託し実施する。 後期高齢者医療保険加入者分については、国保連からの突合情報を基に点検を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・国保加入者分については、引き続き国保連への業務委託により実施 ・後期加入者分については、国保連からの突合情報を基に毎月実施
	《縦覧点検》 受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認しサービスの整合性等を点検する。 国保連へ業務委託し実施する。	引き続き国保連への業務委託により実施

(3) 福祉・介護サービスの質の向上

◆ 介護従事者の資質向上

介護サービスの質の向上を図るために、要支援・要介護者の尊厳の保持と、本人の能力に応じた自立した日常生活の実現に向けた介護ができるよう、介護従事者の資質向上をさらに進める必要があることから、研修などの機会の確保に努めるとともに、介護サービス事業者の団体や専門職能団体等が実施する研修事業等について、国や北海道、各種団体の補助制度等も活用しながら、その支援に努めます。

◆ サービス提供事業所への指導及び評価

地域密着型サービス等、市が所管する介護サービス事業所に対し、指導等を通じて、研修計画の立案や効果的な研修の実施を促進します。

また、利用者が事業所を適切に選択できるよう、事業者による情報提供やサービスに対する評価（自己評価・外部評価）を促進するとともに、利用者が家庭的な環境の中で安全に生活できるよう、設備の改善や防犯などへの対応の強化などを求めます。

(4) 介護人材の確保等

介護を必要とする方が安心して介護サービスを受けるためには、介護人材を確保し、継続的に安定したサービス提供を行うことが重要であることから、以下の取組みを進めます。

◆ 介護人材確保事業等の推進

介護分野の未経験者がスムーズに介護職として働くことができるように支援するとともに、介護離職者の復職支援や訪問型サービスA従事者の育成などの取組みを通じて、介護人材の雇用促進に努めます。

◆ 介護従事者の処遇改善の促進

介護従事者が仕事にやりがいを持ち、経験や技能に応じて適正な待遇を受けられる環境の構築に向け、国が進める処遇改善に向けた加算の取得促進に努めます。

第11章 計画推進のための取組み

また、介護従事者の賃金改善などに向け、適切な介護報酬の設定等が必要であることから、北海道市長会等と連携を図りながら、国や北海道に対して要望するなどの取組みを進めます。

◆ 介護従事者の負担軽減

介護従事者の負担軽減を図るため、北海道等と連携しながら、各事業所にICT導入の状況や実例、効果について周知するなど、ICTの活用促進に努めます。

また、業務の効率化の観点から、介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国が示す方針に基づく申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化に努めます。

◆ 高齢者支援ボランティアの養成

住民等主体の通所サービス「おたっしゃサービス」など、地域で高齢者を支える活動の担い手を育成するため、「高齢者支援ボランティア人材育成事業」などの取組みを進めます。

◆ その他、人材確保の取組み

ボランティア団体や各種サークル等の人材活用、生活保護受給者の就労支援との連携など、様々な仕組みを検討します。

また、介護人材確保に関する介護サービス事業所等の実情や課題、人材確保の好事例などを把握し、効果的な人材確保策について研究します。

(5) 公正な要介護認定

介護保険制度において公正な要介護認定は重要であることから、認定調査や主治医意見書等の基礎資料、認定審査の正確性を確保するため、北海道と連携し、認定調査員や主治医、介護認定審査会委員に対する研修や情報提供に努めます。

(6) 障害福祉サービスとの適切な連携

障がい者が介護保険の被保険者の場合は、障がい福祉固有のサービスの利用など、被保険者の状態に即した適切なサービスが提供されるよう、障害福祉サービス等の関係機関との連携に努めます。

また、障害福祉サービスを利用されている方が65歳を迎えたときに、介護サービスに円滑な移行ができるよう、釧路市障がい者福祉計画等と連携した共生型事業等の取組みを推進します。

3 災害・感染症対策に係る体制整備

(1) 災害に対する備え

災害時に介護サービス事業所等が適切に対応できるよう、各事業所において策定している「非常災害に関する具体的な計画」を実地指導等により確認するとともに、避難訓練を通じて、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等を定期的に把握するよう促します。

(2) 感染症に対する備え

介護サービス事業所等に対して、感染症対策や感染症発生時を想定した訓練を行うよう促します。

また、介護サービス事業所等において感染症が発生した際に、円滑に支援を行うことができるよう、北海道や医療機関などと連携し、支援体制の構築や必要な物資の提供などの体制を整備するよう努めます。

(3) 災害時情報ネットワーク等の活用

介護サービス事業所等との「災害時情報ネットワーク」等を活用し、災害・感染症対策に関する情報を速やかに伝達するなど周知啓発を図るとともに、災害や感染症に備えた取組みや備蓄等の状況把握に努めます。

また、災害や感染症発生時には、速やかに被災状況等を把握し、北海道などの関係機関と情報の共有化を図るとともに、必要な支援の連携に努めます。

4 計画の進行管理等

策定に際して審議をいただいた「釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会」において、定期的に施策の進捗状況を報告し、意見をいただくなど、計画の進行管理等に努めます。

参 考 資 料 編

第1号被保険者保険料基準額の算出

第1号被保険者保険料は、介護保険事業の費用をまかなうため、3か年のサービス量の見込額に基づき設定いたします。

第8期計画では、保険料の増加要因として

- ・要支援・要介護者数の増加に伴うサービス利用量の増加
- ・特別養護老人ホームや地域密着型サービス事業所の整備
- ・介護報酬の改定による給付費の増加

などがあり、これらの要因等に基づき、第8期計画期間の第1号被保険者保険料基準額を試算した場合、年額で71,784円、月額で5,982円となり、第7期と比べて、年額で1,464円、月額で122円の増加となります。

これを受け、市では介護給付費準備基金からの繰入金6億円を保険料の軽減に充てることといたしました。

この結果、第1号被保険者保険料の基準額は、

年額 67,800円、月額 5,650円

となり、当初の試算と比較すると、年額で3,984円、月額では332円の軽減が図られることとなります。

また、第7期と比較すると、年額で2,520円、月額では210円の減少となります。

【第1号被保険者保険料基準額（年額）の算式】

$$\begin{aligned} & \text{保険料必要額} \div \text{補正後被保険者数} \div \text{予定保険料収納率} \\ & = 10,210,190 \text{ 千円} \div 153,119 \text{ 人} \div 98.35\% \\ & = 67,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

※ 保険料必要額は、第1号被保険者保険料の3年間の合計金額。

※ 補正後被保険者数は、3年間の合計人数。

高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会委員

	氏名	所属機関・団体	役職等
委員長	西塔 正一	学校法人 緑ヶ岡学園 釧路短期大学	名誉教授
副委員長	植木 仁次	社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会	事務局長
	杉元 重治	一般社団法人 釧路市医師会	理事
委員	石井 善樹	一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会 道東ブロック	会長
	石井 芳子	釧路市民生委員児童委員協議会	副会長
	石割 宗仁	釧路市ボランティア連絡協議会	会長
	上堀 百合子	釧路地区障害老人を支える会たんぽぽの会	副会長
	岡田 実継	一般社団法人 釧路歯科医師会	会長
	北川 仁	公益社団法人 北海道作業療法士会根釧支部	
	北所 大輔	公益社団法人 北海道理学療法士会釧根支部	支部長
	草島 照美	市民公募委員	
	久保田 眞弓	社団法人 北海道社会福祉士会釧根地区支部	幹事
	今野 悦夫	北海道難病連釧路支部	支部長
	高橋 功成	社会福祉法人 釧路愛育協会	養護老人ホーム 長生園 施設長
	立塚 夏澄	社会福祉法人 釧路創生会	老健たいよう 総合相談室長
	樽舘 猛	釧路市老人クラブ連合会	会長
	林 隆浩	釧根地区老人福祉施設協議会	会長
	二口 喜美子	釧路地区介護支援専門員連絡協議会	会長
	細川 克裕	社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会	在宅福祉課長
	八重樫 真希	公益社団法人 北海道看護協会釧路支部	第一副支部長
	山崎 征勝	釧路市連合町内会	副会長
	山田 勝雄	釧根小多機連絡協議会	会長
	米原 健秀	一般社団法人 釧路薬剤師会	理事、薬学実務実 習委員会委員長
渡邊 千華子	社団法人 日本介護福祉士会北海道介護福祉士会 釧根支部	理事	

(敬称略)

計画策定市民委員会開催状況

回	開催日	会議の議題内容等
第1回	令和2(2020)年 6月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○委員委嘱状交付 ○委員長及び副委員長選出 ○計画策定市民委員会のスケジュール ○介護保険事業、高齢者福祉事業の実施状況 ○介護保険制度改正の主な内容 ○第8期計画策定の主な論点 ○介護サービス等ニーズ調査結果
第2回	7月31日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉計画 <ul style="list-style-type: none"> ・生きがい事業について ○介護保険事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム構築について ・地域包括支援センターの取組みについて
第3回	8月31日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス基盤整備等について ・利用者負担軽減制度等について
第4回	10月2日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○主な論点の振り返り <ul style="list-style-type: none"> ・これまでのご意見ご提言について
第5回	10月29日(木)	○第8期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書(案)について
	11月16日(月)	○意見書手交
第6回	11月27日(水)	○第8期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
第7回	令和3(2021)年 2月10日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○第8期計画(素案)に係るパブリックコメントの実施結果について ○第8期介護サービス事業費の見込みについて ○第8期介護保険料の設定について ○市民説明会について ○令和3年度予算案の概要について

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から書面会議で実施

釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画説明会開催状況

開催日	開催場所
令和3（2021）年 2月16日（火）	コア鳥取
	コアかがやき
2月17日（水）	阿寒町公民館
2月18日（木）	音別町コミュニティセンター
2月19日（金）	コア大空

※感染症対策を講じたうえで、市内5か所で説明会を実施

第8期 釧路市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画策定に関する意見書

釧路市長 蝦名 大也 様

令和2年11月16日

釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画
策定市民委員会 委員長 西塔 正一

本委員会は、釧路市の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画「いきいき健やか安心プラン2021～2023」の策定に向け、これまで5回にわたり会議を開催いたしました。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、開催方法については、書面による意見収集となりましたが、委員の皆様より、高齢者福祉施策や介護保険事業に関して、保健・医療・福祉など様々な視点から、釧路市の現状や今後の高齢者問題の動向、課題などについて、ご意見・ご提言を受けたところであります。

本意見書は、委員皆様からいただいた、これまでのご意見等を踏まえ、次期計画に対する当委員会の意見を取りまとめたものでありますので、第8期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の作成にあたり、十分反映されますよう要請いたします。

1 「高齢者保健福祉計画」に関する意見

◆ 老人クラブ活動

老人クラブ活動は、地域の連帯感を深めるとともに、引きこもり防止や健康保持、社会参加につながる大切な活動である。

しかしながら、会員数は年々減少していることから、趣味やスポーツなど、高齢者が夢中になれる活動を取り入れ会員数を増やす取り組みが求められる。

また、老人クラブ活動による交流のほか、個々が興味をもつ活動に参加できる環境を構築し、高齢者の生きがいつくりの選択の幅を広げていくことが望まれる。

◆ 高齢者外出促進バス事業

高齢者の外出や社会参加を促すことは、介護予防の観点からも大変重要であることから、医療機関へポスター等を配布するなど、周知を強化する必要がある。

また、バスを利用した外出を促進するため、安心して乗降できる「低床バス」を増やすことが望まれる。

2 「介護保険事業計画」に関する意見

◆ 介護予防・健康づくりの推進

高齢化の進展に伴い、要介護状態になる前の高齢者に対する介護予防や認知症予防の働きかけの強化が重要である。

また、リハビリテーション専門職と連携した取り組みが必要である。

◆ 地域ケア会議の推進

地域ケア会議の推進においては、5つの機能（個別課題解決、地域包括支援ネットワーク構築、地域課題把握、地域づくり・資源開発、政策形成）を明確にし、個別会議から推進会議へ各機能を発揮しながら進めていく必要がある。

また、地域ケア会議の開催においては、リハビリテーション専門職をはじめ、多職種に参加を進めていくため、参加しやすい体制の整備を行う必要がある。

◆ 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進にあたっては、適切な医療・介護サービスの提供体制の確保が重要である。

在宅医療・介護連携相談支援窓口の活用促進のため、利用する医療・介護関係者にとって、相談しやすい窓口とする必要がある。

つながり手帳については、必要な人に対し有効に活用されるべきであり、ICT化の検討や市民にとってより利用しやすい内容に充実することが求められる。

アドバンス・ケア・プランニング（将来の治療・療養について本人・家族と関係者が事前に話し合うプロセス）の推進にあたっては、各団体と連携し、既に意思決定支援が必要な人々がいることも前提とし、進めていく必要がある。

◆ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進に向け、リハビリテーション専門職と連携を図る必要がある。

おたっしゅサービスについて全市的な利用促進を図る必要がある。

高齢者実態調査事業は引きこもりを防ぐためにも、継続すべきである。

◆ 認知症施策の推進

認知症があっても住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、医療と介護が連携しながら、認知症高齢者及びその家族、若年性認知症の人とその家族に対する支援を進めるべきである。

また、災害時における対応や本人の将来に関する意思決定、権利擁護などの課題についても、医療、介護の両面から関係機関が連携を進めることが重要である。

これまでも行われている認知症予防や早期発見、重度化予防などの認知症に関する取り組みをさらに進めるため、地域住民にわかりやすく周知するべきである。

◆ 高齢者虐待防止等の取り組み

高齢者虐待対応については、正しく事例を理解し、その内容に応じた、各関係機関が適切に役割分担を行い、速やかに対応することが重要である。

また、対応後は介入方法の効果等について評価を行う機会を設け、対応力の強化を図るべきである。

◆ 地域の実情に応じた介護サービス基盤整備

介護サービスを円滑に提供するためには感染症の流行を踏まえた感染防止策を講じる必要がある。

また、施設等で感染者が出た場合の体制整備を平時から検討しておく必要がある。

施設整備に関しては、医療と介護が連携し、双方のニーズを併せ持つ高齢者を支える観点から、施設内で看取れる体制を考慮する必要がある。

介護サービス基盤の拡充は、今後の利用者数や介護人材の充足状況を考慮し、検討する必要がある。

◆ 介護人材の確保

利用者が安心して必要なサービスを受けられるよう職種に関係なく、人材確保に取り組む必要がある。

そのためには、介護職の低賃金労働のイメージを改善するため、経験や技能に応じた待遇が受けられる環境の構築を進める必要がある。

また、関係者や各介護事業所が現状と課題の共通認識を持ち、

対策を検討する必要がある。

併せて、介護従事者の負担軽減に向け、介護現場においてはICT等の活用を図る必要がある。

◆ 利用者負担軽減制度

低所得者層の方の利用者負担を軽減するため、市が独自で実施している「民間等サービス利用者負担軽減」制度の継続は必要である。

また、利用者負担の軽減制度について、市民により分かりやすく周知することが求められる。

◆ 介護給付費等に要する費用の適正化の取り組み

介護保険制度を将来にわたって安定的に運営していくためには、真に必要な介護サービスを適切に提供するための適正化事業を推進していくことが必要である。

また、実施内容や効果について、市民や事業者に公表するなど、広く周知する取り組みを検討する必要がある。

◆ 障害福祉サービスとの連携

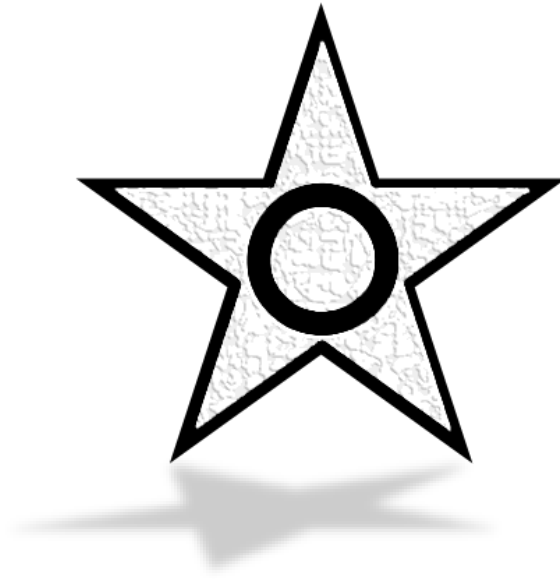
障害福祉サービスと介護サービスの両方が適用される方の支援については、介護サービスと障害福祉サービスの各関係機関が連携し、支援を必要とする方の状態に応じたサービスを提供することが必要である。

◆ 介護保険料

介護サービスを必要とする高齢者が増加する中、計画期ごとに介護保険料が増額となり、高齢者にとって大きな負担となっ

参考資料編

ている。第8期計画に係る介護保険料については、制度に基づく公費の投入など介護保険料が急激に増額とされない対策が求められる。



釧路市高齢者保健福祉計画
釧路市介護保険事業計画
(いきいき健やか安心プラン2021~2023)

令和3(2021)年3月発行

発行 釧路市
〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地
ホームページ <https://www.city.kushiro.lg.jp/>
TEL(0154)23-5151

企画・編集 釧路市 福祉部 介護高齢課
阿寒町行政センター 保健福祉課
音別町行政センター 保健福祉課
